

東大附属スクールドッグ アリエル

インクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）

東京大学大学院教育学研究科・公益財団法人日本補助犬協会

2025年度 活動報告書

インクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）

2025 年度活動報告書

東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター
公益財団法人 日本補助犬協会

目次

はじめに **4**

公開講座の記録

伴侶動物とはぐくむ福祉 ―人と動物の関係学から導く共生社会―（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第１回公開講座） **7**

1. 講演の趣旨と背景 7
2. 研究の三つの柱 7
3. 動物介在介入（AAI）の構造と効果 7
4. 動物が人間にもたらす影響のメカニズム 8
5. 今後の課題と結論 8

動物倫理学と補助犬・支援犬（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第２回公開講座） **9**

1. 動物倫理とは 9
2. 学問としての動物倫理学 13
3. 日本的動物倫理 17
4. 動物倫理学と補助犬・支援犬 19
5. 何が求められるのか 21

子どものためになる多様な大人の学校参加とは？（インクルーシブな未来創造社会連携講座第３回公開講座） **23**

1. 「多様な大人の学校参加」の展開 23
2. 「多様な大人の学校参加」の失敗 25
3. 「多様な大人の学校参加」の意義 28
4. 「アドボカシー」の重要性 35
5. インクルーシブな学校づくりへの示唆 40

ヒトと動物の共生 ―高齢者と伴侶動物の福祉を考える―（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第４回公開講座） **43**

1. 自己紹介と研究の動機 43
2. 高齢者と伴侶動物の福祉を考える――研究の背景 48
3. 研究課題における問いと講演のねらい 50
4. 一つ目の柱：周囲のサポートを得ながらの終生飼養 52
5. 二つ目の柱：高齢者施設へのペットとの同伴入居による終生飼養 55

6. 三つ目の柱：預かりによる終生飼養 58

人と動物の関係学から考えるインクルーシブな共生社会 ―ペットロスと補助犬を手掛かりに― （インクルーシブな未来創造社会連携講座　第５回公開講座） 60

1. 講演の趣旨と背景 60
2. 人と動物の関係学の視点 60
3. ペットロスをめぐる課題 60
4. 補助犬をめぐる課題 61
5. インクルーシブな社会に向けて 61

シンポジウムの記録

中学校・高校現場での支援犬介在の可能性と課題 63

SHIFT プロジェクトとは？ 64
東大附属への訪問――1 年間の活動記録 65
研究の目的――「社会的効果」をどう捉えるか 65
「学校への適応」という目標を問い直す 66
現場で見えてきたこと 67
動物と関わることによる学び――浅い「思いやり」論への警戒 67
次年度への課題 68
犬が好きな人には、理屈抜きに効果がある 68
「犬が来る学校」から「犬がいる学校」へ 69
大船の「ワンワンパトロール」の事例が示すもの 69
スクールドッグ導入の三段階 70
「仕組み化」という山を越えれば... 71
「アサーティブに発信する力」――プログラムが育むもの 71
犬が生み出す「居場所」 72
在校生からの声 72
「いるんだね」という日常が、共生の始まり 73
質疑応答 73

はじめに

本報告書は、インクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）が 2025 年 3 月から 2026 年 3 月にかけて実施した活動を記録したものである。本社会連携講座は、2024 年 10 月に東京大学大学院教育学研究科と公益財団法人日本補助犬協会により設置された。英語名称 Shifting for Inclusive Future Together through Assistance Dogs Activities の頭文字から SHIFT と呼ばれている。補助犬・支援犬がユーザーにもたらすウェルビーイングにとどまらず、ユーザーの周囲の人々の認識や学校・職場の環境・文化・制度の変化を促進することを通じて、誰もが排除されることなく安心して居場所を持ち、対話的で協調的な関係を築けるインクルーシブな社会の創出を目指している。

研究はアクション・リサーチと社会構想創発研究の両軸で進めている。前者では、東京大学教育学部附属中等教育学校への教育支援犬の定期訪問（スクールドッグプログラム）を通じた効果検証と、補助犬同伴拒否の背景にある制度・文化の分析に取り組んでいる。後者では、人間中心主義や能力主義を超える人と動物の相互依存・共生の概念や、言語によらない新たなコミュニケーション様式の可能性も探っている。

教育面では、人と動物の関係を人文社会科学の観点から考える公開講座を学生・一般市民を対象に開催しており、2025 年度は 2025 年 3 月から 2026 年 3 月にかけて 5 回実施した。これら 5 回の公開講座の記録を本報告書に収録している。各回は、人と動物の関係学・動物倫理・教育学・高齢者福祉といった異なる学問的観点から、人と動物の共生に関わる課題を論じた。五つの講座を横断して見えてきたのは、人と動物がともに社会に参加するためには、個人の意識変容や施設・学校単位の対応に留まらず、制度と文化の構造的な変革が必要だということだ。

また、2026 年 3 月 28 日には東京大学教育学部附属中等教育学校でシンポジウム「中学校・高校現場での支援犬介在の可能性と課題」を開催した（バリアフリー教育開発研究センター共催）。スクールドッグプログラム開始から 1 年を経て、週 1 回程度の定期訪問を通じて学年を超えた生徒間の自然な交流が生まれるなど、社会的効果の萌芽が示された。一方、「学校への適応」を目標とすることへの問い直し、個人の変容とともに学校文化そのものを変えていくことの必要性、支援犬に懸念や苦手意識を持つ人への配慮を前提としたプログラム運営のあり方が、課題として議論された。その記録も本報告書に収録している。

身体障害者補助犬法の成立（2002 年）から 24 年、障害者差別解消法の施行（2016 年）から 10 年が経過した現在でも、補助犬ユーザーの約半数が同伴拒否を経験しており、抜本的な改善は見られない。この問題は、罰則の欠如や法律の周知不足だけに起因するものでは

ない。公共空間を人間のためのものとみなす人間中心主義的な秩序観のもと、人と動物の共生を支える規範や実践知が育ってこなかったことも挙げられる。社会制度と文化的価値観の双方に及ぶこの課題を学際的に検討することが、SHIFT の研究と実践に求められている。

2026 年 7 月 30 日

公開講座の記録

伴侶動物とはぐくむ福祉
―人と動物の関係学から導く共生社会―
（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第１回公開講座）

講師：甲田菜穂子さん（東京農工大学）
日時：2025 年 3 月 21 日 13:00-15:00

1. 講演の趣旨と背景

本講演では、人間と動物が共に健康で幸せであるべきという「ワンヘルス・ワンウェルフェア」の理念に基づき、人と動物の関係学（アンソロズーオロジー）の視点から、動物がいかにして人間の福祉と共生社会の構築に寄与できるか、東京農工大学の甲田菜穂子さんより報告がなされた。「人と動物の関係学」は 1970 年代に欧米で始まった新しい学際的領域であり、甲田氏は心理学や福祉学を基盤に、日本における第一世代の研究者としてこの分野を開拓してきた。

2. 研究の三つの柱

甲田氏の研究は、大きく以下の三つの領域で構成されていることが、冒頭で紹介された。

- **身体障害者補助犬**：盲導犬等の科学的育成、適性評価法の開発、および社会的な受け入れ調査や啓発活動。
- **伴侶動物への態度**：社会・文化的要因による動物観や倫理観の変容、迷惑行為（犬の糞放置等）の実態調査を通じた共生の障壁の解消。
- **動物介在介入（AAI）**：刑務所、高齢者施設、教育現場（小学校）などでの動物を用いた支援活動と効果検証。

3. 動物介在介入（AAI）の構造と効果

学術的に「動物介在介入（AAI)」と呼ばれる活動は、医療的な「動物介在療法（AAT)」、レクリエーション的な「動物介在活動（AAA)」、教育的な「動物介在教育（AAE)」に分類される。

AAI の核心は、クライアント、動物、そしてハンドラー（セラピスト）による「三者関係」にある。対人関係に課題を抱えるクライアントに対し、動物が介在することで心理的障壁を下げ、最終的には動物の役割を縮小させながら人間同士の二者関係へ導くことが目標とされる。実証されている効果には、以下の三つがある。

- **身体的効果**：健康維持、運動機能向上、心疾患後の死亡率低下など。
- **社会的効果**：「社会的潤滑油」として対人交流を促進し、集団の雰囲気を改善する。

- **心理的効果**：不安の軽減、自尊心の向上、笑いの促進。

4. 動物が人間にもたらす影響のメカニズム

なぜ動物がこれほどの影響力を持つのかについて、生物学的・心理的側面から説明がなされた。

- **バイオフィリアと幼児図式**：人間が生命を好む性質（バイオフィリア）や、動物が持つ「かわいらしさ」の形態的特徴（幼児図式）が、保護欲求や癒しを引き起こす。
- **種間コミュニケーション**：言葉を介さない非言語的なやり取りが、かえって純粋な信頼関係を築く助けとなる。また、リラックスしている動物の姿は、周囲の環境が安全であるという「安全信号」として機能。
- **情動伝染**：相手の感情が伝播する性質があるため、動物が楽しんでいる状態は人間にポジティブな影響を与える。逆に、動物にストレスがかかっていると逆効果になるため、適切なハンドリングが不可欠。

5. 今後の課題と結論

AAI の普及には、単なる「動物神話」に頼るのではなく、科学的なメカニズムの解明や、実践のマニュアル化、専門的なハンドラーの養成が求められる。特に教育現場では、多忙な教員の負担軽減や適切な教育課程への組み込みが課題。

現代社会において、動物との関わりは、自然から切り離され疲弊した人間が本来の姿を取り戻すための「穏便なレジスタンス」といえる。人間の福祉だけでなく「動物の福祉」も両輪として守り、人と動物が分け隔てなく支え合う新しい関係性を築くことこそが、真の共生社会への道であると締めくくられた。

動物倫理学と補助犬・支援犬
（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第２回公開講座）

講師：伊勢田哲治さん（京都大学）
日時：2025 年 6 月 13 日 13:00-15:00

伊勢田です。「動物倫理学と補助犬・支援犬」というタイトルでお話を準備させていただきました。

私は、科学哲学や倫理学の研究をしております。広い意味では哲学、その中でも倫理学という分野では、人間と動物の関係をどんな風に考えるのかというテーマがあります。そのテーマについて考えているうちに、動物と人間の関係に関する様々な側面、たとえば肉食とか、あるいは実験動物とか、そういうことについても研究をするようになり、書籍なども出させていただくようになりました。

今日は、動物倫理学という、やや聞きなれない名前の学問についてまずは知っていただいた上で、補助犬・支援犬とどう関わってくるのかということを、お話しします。そこでは、動物の権利運動やアニマル・ウェルフェア（animal welfare、動物福祉）といった、動物倫理学よりはもう少し耳なじみのありそうな話題との関係についても触れて、我々の思考の切り替えみたいなことができたらいいなと思っております。

1. 動物倫理とは

そもそも動物倫理とは、人間と動物の関係はどうあるべきか考える倫理の一領域で、「学」という言葉がついた動物倫理学は、哲学的倫理学の一部としての動物倫理といえます。英語ではどちらもアニマル・エシックス（animal ethics）で特に使い分けがありません。社会的な運動もアニマル・エシックスだし、大学でやっている研究もアニマル・エシックスです。ですが日本語だと、動物倫理という語はやや広めにいろんなものを含み、動物倫理学という語は大学などで行われている研究を中心に指すという使い分けがあります。

同じような分野として、環境倫理・環境倫理学というものがありますが、環境倫理では、環境保全、あるいは環境そのものを一つのまとまりとして捉える傾向にあります。生態系という一つの仕組み、多様である生物の集まり全体としての生物多様性みたいなものがイメージされます。

一方で、動物倫理といった場合には、その環境倫理・環境倫理学と違って一個一個の動物の個体に注意を払って、この動物、この一つの個体、この犬に対して何をしなくてはいけないか、この猫に対して何をしなければいけないか、みたいなことを考える傾向にあります。全体をまとめてみるのか、一個一個にフォーカスをするのかという視点の違いがあるわけです。

少し歴史をたどってみます。仏教や他の宗教の中にも動物への配慮という思考はありますが、現在我々の社会で非常に大きな力を持っているアニマル・ウェルフェアなどの元をたどっていくと、やはりヨーロッパの思想にたどり着きます。近代初期でいえば、モンテーニュやウェスレー、ベンサムといった人々の名前を挙げることができます。たとえば、エッセイの名手で知られるモンテーニュには、動物に対する配慮をテーマにした「残酷さについて」というエッセイがある。

ベンサムという人は、倫理学の勉強をしていても名前をよく聞く人です。幸福が何より大事なんだという功利主義という立場の提唱者として知られている人ですけれども、この人の書いた文章の中で、「我々は動物にも配慮しなければいけない。彼らが喋ることができるかとか、合理的な思考ができるとかは関係なく、ただ苦しむかどうかこそが問題だ」と言います。彼らだって苦しむじゃないか、叩かれたら痛がるじゃないか、だから当然、我々は動物にも配慮しなければいけないんだという非常にクリアな主張です。幸福というものを中心に考えてみると、そこに行き着くことになる。いろんな立場の人にとってある意味、動物もまた苦しむのだ、という事実を出発点として、苦しむのであれば当然配慮が必要であるという論理が共有されていきます。

メソジスト派というキリスト教の宗派にとって中心的な人物であるウェスレーも、18 世紀頃に動物倫理を提唱した人として知られています。この人物が動物倫理・動物保護の運動の初期に見出されることからもわかるように、キリスト教にも動物愛護思想の根っこはあります。人間は動物を好きに使っていいとか、動物なんかただのモノだと考えるのがキリスト教なんだという、ステレオタイプがあって、特に西洋人を批判する際にそういうことが言われたりします。もちろん、そういう側面もキリスト教の中にはあるけれども、他方、我々は神からこの世界を管理するように仰せつかっているのだから、当然、自然であれ、動物であれ、好き勝手に使っていいはずはなくて、神が我々に託したように丁寧に扱わなくてはいけないという考え方も一方にはあります。このように、キリスト教と動物保護、あるいは環境保護も含めて、その関係は非常に複雑です。

一方では、動物虐待あるいは環境破壊につながるような側面もありながら、他方では動物保護、環境保護につながるような側面もある。キリスト教というのは両面的なところがあるということは知っておいていただければと思います。

キリスト教の教義が直接、ベンサムのような哲学者に影響をしているわけではないにせよ、西洋文化全体の根底にキリスト教がありますので、考え方の基本の部分で実はキリスト教がそれなりに影響しているということはありえます。例えば、先ほど述べたような、一個体一個体の動物のそれぞれについてどうしたらいいかという考え方にはおそらく、キリスト教の人間と神の関係のイメージがある程度影響していると考えられます。

19 世紀になると、動物保護運動は非常に明確な形をとります。1822 年にマーチン法と呼

ばれる法律が制定され、24 年には動物虐待防止会が設立されます。これはその後、ヴィクトリア女王の認可を受けて王立動物虐待防止会（RSPCA）と名前が変わりますけれども、まず近代的な法律が一つできたこと、それからその法律に実質的な内容を与えるために例えば動物虐待を摘発するような団体ができたと、これらは動物保護の活動にとって画期的な出来事で、1820 年代におけるイギリスのこうした運動が動物保護の運動の出発点としてしばしば言及されますが、先ほど挙げた中でも特にベンサムの思想がこれらの運動に対して影響力を持ったと言われています。

運動は動物虐待防止（prevention of cruelty to animals）を基本理念としました。これは先ほどのRSPCAという団体名のPCAの部分に相当します。文字通り虐待を防止するために、非常に具体的なアクションを求める運動を支える理念でした。あるいは、欧米の動物愛護団体ではしばしばその名前に含まれているヒューメイン・トリートメント（humane treatment）、つまり人道的扱いもまた、19 世紀頃から理念として掲げられるようになりました。

この時代は特にスポーツや家畜の虐待が問題とされ、例えば荷車を引く馬に対する虐待を告発してやめさせるということもありました。ただ、この 19 世紀の運動は人間と同様に動物を尊重するという議論ではなく、あくまで動物も苦しむんだから配慮してあげましょうという話なので、人間の側に動物の使用を正当化する議論がある場合には、あまり強い主張ができなかったところはあります。

特に生体解剖は論争になりました。19 世紀に医学が発達していく中で動物実験も盛り上がりを見せます。フランスなどを中心に、動物実験によって動物の体の仕組みを明らかにするということが盛んに行われるようになりました。それを規制する法律はできるんですけれども、あまり有効な規制にはならなかったということが知られています。

あるいは狩猟に関しても、スポーツハンティングは批判の対象になりましたが、生きてゆくために狩猟をしなければいけない人たちにとっては当然、狩猟は必要なわけで、食べていくための狩猟は必要ではないかという議論がありました。

他にも肉食については、肉食そのものに対する反対運動は一部、ベジタリアンの運動が担いましたが、あまり広がりませんでした。

以上が 19 世紀の運動ですが、20 世紀も後半になると、かなり毛色の違う運動がいくつか出てまいります。

一つはアニマルウェルフェア（animal welfare）、動物福祉と呼ばれる運動ですね。20 世紀後半には動物利用の仕方が非常に組織化され、規模が大きくなっていく。

肉食を例にとると、従来我々がイメージするような素朴な農場があって、そこから牛が出荷される状況から、工場のような建物の中にぎゅうぎゅうに鶏や豚が詰め込まれ、動けない中でとりあえず餌を押し込まれて太らされ、それで出荷されていくというような、工場畜産と呼ばれるタイプの畜産業が行われるようになります。

そうした畜産業の状況を告発するような本がイギリスで公刊され、イギリス議会で問題になりまして、畜産動物に対しても一定の福祉を考慮しようということになります。

動物実験も、20 世紀後半には急速に広がっていきます。19 世紀には解剖して体の仕組みを調べるというのが主だった使い方でしたが、20 世紀になりますと薬の効き目を調べるために、あるいは毒性を調べるために大量に動物を使うようになります。統計的な差が出るということを示すためには、一つの薬あたり何百、何千という実験動物を使わなければいけない。まったく規模感が違うわけですね。

そうなった時に、さすがに歯止めが必要なんじゃないかということで、動物実験を自ら行う研究者が「3 つの R」、あるいは畜産関係者が「5 つの自由」を提唱するといった形で保護運動が進められてきました。

当然、運動の主体は関係者たちですので、動物の利用が前提になった上で、動物の境遇の改善を求めていくという運動でした。それらの運動は、分野ごとに独立に発展していって、違う考え方を育んでいくことになります。動物実験では「3 つの R」が重視され、まず使用する動物の数を減らしてより洗練させ、場合によっては実験でない別のやり方でやる。これが、動物実験におけるアニマルウェルフェアの中心でした。一方、畜産においては、「5 つの自由」が中心理念になるというように、それぞれ違う取り組みが別個になされてきて、割と最近になって、ようやくこれを全体として統合する領域として動物福祉学が登場しました。けれども、結構長いことそれぞれの分野で違うやり方でやってきたというわけです。

21 世紀に入ってからは欧米、特に EU が非常に先進的な取り組みをたくさん行っていますけれども、この「5 つの自由」の発展形であるような動物の福祉の考え方をベースに、アニマルウェルフェアのための法制が整備されています。基本的には今、ますます規制が厳しくなっている動物保護については、アニマルウェルフェアが中心になっています。

例えば化粧品に関しては、動物実験を経て作られた商品は販売禁止になるという法律が EU で制定されました。この法律は EU 外で動物実験した場合でも、EU の中では売れないと定めていますので、大手の化粧品会社が動物実験をすべてやめるという形で、日本でも対応が進められていますが、畜産に関しては、この前の東京オリンピックの時に、選手村で使う食肉は、アニマルウェルフェアにかなったものでないといけないと言われて、ようやく重い腰を上げて動き始めたぐらいのもので、日本ではまだまだこれからという状況です。

さて、アニマルライツという言葉も、動物の倫理に興味を持つ方はしばしば耳にすると思います。いくつか起源はあるんですが、やはり運動を大きくしたのは、これからご紹介するような哲学的な議論です。

動物の権利という考え方は、動物への人道的な扱いをラディカルに求めていく運動で、人権運動の考え方の応用として種差別批判というものを展開します。これも今からご紹介します。話の成り立ちから言っても、人間との関わり方は重要ではなくて、その動物がどんな動物なのか、どんなニーズを持っているのか、人間とどのくらい共通点があるのかなどが重要になってきます。

アニマルウェルフェアもアニマルライツも、最終的に主張することは似ていますが由来するところが全然違います。アニマルウェルフェアは現場で動物利用が拡大していく中で、19 世紀的なやり方ではもう不十分だと感じた現場の人たちが中心になりながら、進められました。そこにはもちろん、動物愛護活動家も関与していきます。一方、アニマルライツは外側、つまり動物を利用する業界の外側から起こった運動という点で、だいぶ発想法が違う。それを知らずに動物愛護と漠然と一括りにしていると、一方ではこう言われているが他方ではこう言われており矛盾だ、と考える人がいるかもしれませんが、それは異なる立場の人がいるためであって、当然です。

最近よく耳にするようになった言葉で、ヴィーガニズムという言葉があります。動物の権利運動の一部としても完全に定着していますが、これは元々別の運動です。アニマルライツの運動は 1970 年代に始まった運動ですが、ヴィーガニズム運動はそれ以前からあります。ヴィーガン協会は 1944 年に作られています。もちろん、その前にベジタリアンの協会がありますが、そのベジタリアン協会の中のより原則主義的な立場の人たちがヴィーガン協会を作ったとされています。

ヴィーガンという言葉は当初、卵や乳製品も含めて動物製品を摂取しない食生活を指す言葉で、ベジタリアン（vegetarian）という言葉の最初（veg）と最後（an）から取られています。このヴィーガン協会が発足して運動が進む中で、この団体の初期に、ヴィーガンの定義が、動物の搾取に対する包括的な反対、つまり「とにかく動物を搾取（exploitation）しない」という考え方に変わっています。

そのため、「ヴィーガン」という言葉で、食事の話をする場合と生活スタイルの話をする場合があって、混乱することがあるかと思います。言葉の起源においてそういう経緯があり、最初に作られた時と、それが団体で採用されて定着していく時とで、だいぶそのニュアンスが変わっているために、ズレが生じているのです。

「搾取しない」という立場からは、動物が感覚を持つかどうか（有感性の有無）という議論は前面に出てきません。苦しむ能力を持つか、というベンサムの基準はあまり重要ではないのです。例えば、はちみつの場合、ハチがどのぐらい自分たちに起きていることを感じているかよく分からないですけれども、ミツバチがどう感じるかと関係なく、我々がミツバチの労働を搾取して得られているんだという観点から、はちみつはヴィーガニズムにおいて通常は否定の対象になります。

2. 学問としての動物倫理学

動物倫理という言葉で括ることができる様々な社会運動がある中で、我々の学問、動物倫理学は 1970 年代に起源を持ちます。ピーター・シンガー、トム・レーガンといった人たちが、我々のやっている研究のはしり、始めの頃からの中心的な人物となります。シンガー氏

は現在でもお元気に活躍されています。

この人たちの主張は「動物解放論」（animal liberation）などと総称されます。最近ではあまり使われなくなりましたが、特に 70 年代ぐらいの哲学の本を読むと「アニマルリベレーション」という言葉がよく使われています。この言葉はシンガーさんの本のタイトルでもあります。

彼らの議論は、1960 年代に盛り上がったウーマン・リブや公民権運動などの様々な人権運動に用いられたロジックを動物にも応用するという形になっています。例えば、公民権運動（黒人と白人の差別に対する反対運動）であれば、「黒人も白人も一緒じゃないか。黒人だからという理由で別扱いするのは人種差別だ」と主張されます。また、ウーマンリブの運動では「女性だからという理由で別扱いするのはおかしい」というロジックが用いられました。

これらの運動の延長線上で、では「ホモ・サピエンスでないからといって別扱いするのは正当化されるのか」という問題提起がされました。差別な取り扱いのことを種差別（speciesism）と言います。単に生物学的な種が違うという理由で別扱いするのは差別ではないのか、というわけです。

倫理的に重要な違いであれば別扱いが正当化されますが、人種・性別はそれ自体で倫理的な重要な違いとはならない。そのため、生物学的な種が異なっていても、同じ理屈が成り立つのではないかという発想です。種が違うからといって別扱いするのは差別だ、というのがシンガー氏の広めた考え方です。

この考え方は、シンガーさんより前にリチャード・ライダーという人が作ったものですが、ライダーさん自身は発信力のある人ではなかったため、シンガーさんが『ニューヨーク・レビュー・オブ・ブックス』という非常に影響力のある書評誌でこのライダーさんの考えを取り上げて紹介したことで、一気に広まりました。シンガー氏自身も自分の本を書いてさらに広めていったことで、世間的にも広く知られるようになりました。

シンガーさんは、功利主義と呼ばれる、ベンサム以来の考え方をベースにしています。功利主義は、いろいろと誤解されているところがありますが、基本的には幸福が大事だという立場です。最終的に何が良くて何が悪いかを考える最後の基準は幸福であり、しかもそれは自分の幸福についてだけでなく、社会全体、あるいは影響を受ける存在全体の幸福を考えなくてはいけないという立場です。シンガー氏はこれを「利益に対する平等の配慮」という言い方をします。権利というのは、あくまで幸福を守る傾向があるからこそ尊重されるのであって、みんなを不幸にしながら権利を守る必要はない、というのがシンガー氏の立場です。

一方、レーガン氏については、細かい説明は割愛しますが、カントと呼ばれる人の倫理学がベースにあります。カントの倫理学は、我々はお互いをないがしろにしてはいけない、という「人格の尊重」と呼ばれる考え方に基づいており、現在の人権思想のベースになっています。このカントの思想をそのまま使うと、動物どころか、ホモ・サピエンスの中にもカン

トのいう人格の基準を満たさない人がたくさん出てきてしまいます。

そこでレーガンは、少なくともホモ・サピエンスはみんな配慮の対象になるぐらいにこの「人格」の概念を緩めていったらどうなるかを考えました。これが「生の主体」と呼ばれるものです。ホモ・サピエンスがみんな生の主体と認められるほどに人格概念を広げていったら、ホモ・サピエンスだけじゃなくて他の動物、特に 1 歳以上の哺乳動物くらいだったら多分みんな入る。つまり、我々がないがしろにしてはいけないのは、ホモ・サピエンスだけでなく、他のいろんな動物についても同様だ、という立場を取ります。

シンガーとレーガンの二人の立場は、理論的な根拠は全く違いますが、現代社会における動物利用の多くは不正であるという結論で一致します。動物実験は、どちらの立場から言っても、非常に大きな苦痛を生む、あるいは動物をないがしろにしている。肉食も、人間の美味しいものを食べたいという欲求のために動物をないがしろにしている、あるいは動物に苦痛を与えているということで、特に動物実験や肉食が非常に厳しく糾弾されることになります。

動物といっても、むやみに配慮の対象が広がっているわけではありません。シンガーやレーガンが考える動物の配慮の対象は、「有感生物」（センティエント・ビーイング/sentient being）です。要するに、ある意味で苦しいとか幸せだと感じる能力を持つ存在が配慮の対象となります。

シンガーの場合、利益や幸福が配慮の対象になるということは、幸福を感じる能力がないものまで配慮する必要はないという結論になります。レーガンの場合も、人格というものを、ホモ・サピエンスみんなをカバーするぐらいまで拡張した時に（「生の主体」という考え方）、生まれたばかりの赤ん坊までもカバーするぐらい広げたとしても、まだ入ってこない生き物もたくさんいます。そこで、有感生物（センティエント・ビーイング）はないがしろにしてはいけないという義務が制限されることになります。

この種差別という議論を聞いた時に、「人間と他の種では明らかな違いがあるじゃないか」と言う人ももちろんいます。ホモ・サピエンスと動物が違わないということはないだろう、ということです。

では何が違うのか。18 世紀ぐらいまでであれば、「人間だけが魂を持つから」という答え方があり得ました。我々がよく知っている人権思想は 18 世紀に出来上がっており、カントも 18 世紀の人です。人間だけが神様から人権を与えられているという天賦人権論は、フランス革命やアメリカ独立革命の背景にあります。当時の前提になっているのは、人間だけが合理的な思考力という意味での人間的な魂を持つ、というものでした。

しかし、皆さんもご存知の通り、19 世紀後半になって進化論というものが登場し、ここで言われていることを素直に受け止めるならば、人間だけが魂を持つと考える理由はありません。宗教的な考え方を使って人間と動物を切り分けることは、もうできなくなります。そこで「ホモ・サピエンスは言葉を喋るじゃないか」「道徳を理解するじゃないか」 といっ

た、いろんな理由をつけてホモ・サピエンスと他の動物を区別しようとする議論が出てきます。

これに対し、動物解放論側からの定番の反応が「限界事例からの議論」です。つまり、ホモ・サピエンスがみんなそれ（言語能力や道徳理解力）を持つわけではない。赤ん坊、あるいは様々なタイプの精神的な障害を持たれている方、認知症の方など、様々な人々のことを考えると、「言語能力があるものだけを配慮せよ」とか「道徳を理解できるものだけを配慮せよ」という主張は、ホモ・サピエンスの多様性を無視している。

この限界事例からの議論は、動物解放論側が積極的に主張しているというわけではないのですが、「こういう反応がきたらこう言い返すことができる」という議論として、動物倫理学の一つの中心的な論点として、特に 70 年代から 80 年代ぐらいに盛んに論じられました。

結局、利益を持つものと持たないものの差となり得るのは、この快楽や苦痛を感じられるかどうかくらいしかない。つまり、有感生物は人間と同じ枠に入るという議論になります。70 年代から 80 年代にかけて、シンガーやレーガンにいろんな人が論戦を挑んだのですが、最終的にはこの限界事例からの議論に負けて帰っていった。哲学の歴史上、こんなに一方が圧勝した論争は他にない、というほど相当例外的な出来事でした。

ただし、動物解放論というのは、あらゆる有感生物を全く同じように扱うことを求めるものではありません。シンガーは、どのような欲求を持ち得るかによってその利害の内容が決まると考えます。例えば、「死」ということを理解しない個体は、「死なない」ことへの欲求を持たないので、殺すこと自体は利益の侵害とならない。そのため、シンガーは殺すことが必ずしも悪いとは言いません。殺されるということを本人が理解している個体は、殺されることによって利害が侵害されますが、そうではない場合は侵害にならないので、肉食のように最終的に殺さなければいけないタイプの動物利用も、全く排除されるわけではない。

また、ヴィーガニズムの「搾取をしてはいけない」という考え方についても、シンガーであれば、搾取の概念を理解しない相手は搾取しても別に利害を侵害したことにはならないと結論づけます。搾取を理解するには高度な知的能力が必要であり、これはほとんどの人間以外の動物には当てはまらないため、シンガーの立場からは、一部の動物を搾取しても問題ないという帰結になります。限界事例の議論の前提として、「すべての人間に当てはまる」というのがポイントですが、シンガーなら搾取されないことの利害はそもそもすべての人間が持つわけではないと言うでしょう。そしてこれがシンガーへの批判が集中してきたところでもあります。

次の世代の哲学者で、ゲイリー・フランシオンという人がいます。彼はもう少し動物を法的に守ろう、法的な権利で守ろうという議論をしています。

法学的には、世界は人格（person）と物件（property）というものに分けられ、動物は物件に属します。人格は所有されませんが、動物は所有物になり得ます。所有にはいろいろと制約があるものの、原則は所有者である人格が自由に処分する権利を持ちます。

種差別をなくそうと思うならば、あらゆる有感生物を人格に分類する方向で法律を変えなければならない、というのがフランシオンの議論です。人格として認められれば、人間と同じ基本的な法的権限の全てを持ち、所有されることがあり得なくなります。

これまではアニマルライツ系の議論でしたが、アニマルウェルフェアに類する考え方を論じる倫理学者もいます。こういう立場を「倫理的動物福祉論」と呼ぶことにします。これは動物愛護運動に近い内容を持ちますが、整合的に展開するのが難しいのです。動物は配慮の対象になるけれども、人間と明確な格差があるということを主張したいわけですから、この両面を満たす理屈を考えなければいけません。しかも、限界事例の議論があるため、ホモ・サピエンスの中にも明確な格差が生じてしまって大丈夫なのか、といった様々な問題を抱え込むことになります。

「動物は配慮の対象になるけれど、人間と明確な格差がある」という考えは、我々の日常的な感覚からすれば当たり前なのですが、それを理屈でどう説明するかと言われると困ります。この路線を試みる論者はいますが、動物解放論のような強力な議論を組み立てることはできておらず、「結論ありき」の議論になりがちです。

シンガー/レーガンの動物解放論は、一見すると肉食や動物実験の営みを大幅に削減せざるを得ないためラディカルだと思われますが、他のヴィーガニズムなどと比べると実は保守的です。しかもこの保守性が実は強みでもあります。

民主主義社会で誰もが受け入れるいくつかの前提、すなわち「能力に関係なく、全ての人に普遍的な人権がある」という人権概念、「人間と動物の間に線引きできる基準がない」という限界事例の議論、そして「倫理的な判断は一貫したものでなければならない」という一貫性の要請、主にこの三つを組み合わせると、ほぼ不可避的に動物解放論が導かれるからです。フランシオンやヴィーガニズムになると、そこまでの強い論理的必然性が言いにくくなるため、シンガー/レーガンの路線はかなり強いと言えます。

3. 日本的動物倫理

日本的な動物倫理の話も少しだけしてみましょう。日本的な動物観を考える上で仏教はもちろん重要な役割を果たしますが、神道と融和しているのが非常に特徴的です。仏教由来の「殺生は罪である」という考え方が中世ぐらいに日本人のエートスに深く根を張ります。これは残念ながら、一つの職業差別という形で現在でも生き残っています。仏教には、都合よく「自分で手を下さなければ罪にならない」というロジックがあり、誰かが殺した肉をも

らって食べる人は罪にならないという都合のいい理屈があり、それも差別を助長してきました。

「動物供養」や「動物慰霊」という営みは、現在でも様々な動物を利用する機関で行われます。これは日本では行われますが、他の国ではほとんど行われません。韓国では日本統治時代に海を超えて動物供養の慣習が伝わりましたが、他の国ではほぼ見ることができません。

また、私がいろいろなところで「いただきますの倫理」という言い方をしている考え方が最近は流布しているようです。これは、食べている動物に対しての感謝で、調べるとだいたい 2000 年頃から広まったものです。それ以前は、お百姓さんやご飯を作ってくれた両親などに対する感謝の気持ちであって、動物に対しての感謝を含むものではありませんでした。それ以前にも、仏教を主としてそうした考えはあるにはあっても、広まったのはごく最近らしいということです。

供養したり慰霊したり、感謝を捧げたりといった、感謝を中心とした人間動物関係はさらに遡ると、「諏訪の勘文」等の事例から、「人間が動物を殺すことで、むしろ動物の成仏を助ける」みたいな都合の良い発想が古くよりあったらしいということも分かります。日本は神道と仏教が背景となり、こういうやり方で感謝することによって動物利用を正当化する、という独特の考え方が育まれてきました。

もう一つ、日本では「動物愛護」という言葉を使います。19 世紀のイギリスの運動は「動物虐待防止」という非常に具体的なアクションを求める理念でしたが、日本で最初にできた動物愛護団体も当初は「動物虐待防止会」という名前でしたが、割とすぐに、10 年ほどで「動物愛護会」に名前を変えます。虐待防止というのはどうもしっくりこない。むしろ我々がやりたいのは「愛し、護る」という精神的な面だ、ということで「愛護」という言い方をするようになりました。これは、人間側の気持ちに重点がある表現になっていて、虐待防止の運動なのか愛護の運動なのか、実際に行われていることのズレも生じてきているように思います。

この日本的な動物倫理については、「なぜ供養したり『いただきます』と言ったりすることが動物の配慮になるのかわからない。だって既に死んでいるじゃないか、手遅れじゃないか」と言われます。しかも相手の同意を得ているわけではない。相手の同意を得ずに命を奪っておいて、後から「いただきます」と言うのは、「お礼を言えば強盗してもいい」といった、悪く言えばご都合主義的な聞こえ方をする可能性があります。

逆に、西洋の動物倫理学の考え方は、日本の動物倫理から見ると理解しにくいところがあります。殺生が罪であるという仏教倫理をベースに持つと、西洋では命を奪うことよりも苦痛を与えることの方が重視されていることの意味が分からないかもしれません。西洋の動物愛護団体は結構気軽に安楽殺をします。苦しめないためだったら、さっさと命を奪っちゃいましょうという判断を、比較的抵抗なく下します。もちろん単純に、理詰めの話について

いけないという人もいるでしょう。他にも付け加えておくならば、アニマルウェルフェアの一つの特徴は、動物行動学などの理系の分野の知見をたくさん取り入れながらやっているという点にあると言えます。

4. 動物倫理学と補助犬・支援犬

それでは、動物倫理と補助犬・支援犬という今回の中心的な話題について、最後にいくつかの論点を取り上げてみたいと思います。

まず、補助犬はそもそも補助犬にするために繁殖されるというのがポイントになりそうです。これは、「人生」の目的が最初から決まっている点で、ヴィーガニズムの立場からは「搾取に当たるのではないか」という疑問があります。とはいえ支援犬の場合は、通常の家庭犬が登録したりすることもあると理解しているので、該当しないでしょう。

補助犬の訓練プロセスはかなり改良されており、今聞く範囲では直接の苦痛を用いない訓練が行われていると伺っています。向いていない個体は無理にやらせないなど、ストレスは少ないはずですが、それでもストレスの高い職場というのはあり得るだろうとされています。

必要度の高いサービスを提供することで、人間の幸福の量も増えているわけで、犬もそうかもしれないわけですが、人間から見て犬がやりがいを感じているように見えるとしても、過度の擬人化は禁物です。また、補助犬は引退後も飼い主が確保されるなど、生涯にわたってケアされるという制度がありますが、支援犬はそこまで制度化されていないのではないか、というのが講演者の印象です。

アニマルウェルフェアの立場からすれば、人間が動物を利用することは前提として、できるだけ動物の福祉を向上させたい。当然、補助犬・支援犬の利用も容認されます。

重要なのは、訓練や実際の活動の場面で犬に対して不必要な苦痛やストレスが生じていないこと、逆に喜び（やりがいのようなもの）が生じていることです。もし犬にやりがいが発生しているのであれば、それはウェルフェアの観点からはプラスになります。トレーニングは犬個体にとっても良いことをしてあげている可能性もあります。ただし、利用は容認されるため、苦痛やストレスが全否定されるわけではない、というのがアニマルウェルフェアのポイントになります。

シンガー/レーガンの立場では、動物利用は無条件に認められるわけではなく、利害に対する平等な配慮や生の主体への尊重といった観点から補助犬・支援犬について評価される必要があります。

一つの目安となるのは、「平等な配慮が行われているか」、つまり本人の同意が取れない人間（ホモ・サピエンス）に対して代理同意を行った場合、その行為が認められるかどうか。

ホモ・サピエンスの中にも、自分が何をさせられているかよく分かっていない人はいます。そういう人たちに対する代理同意は、医療の現場などで常に生じる問題です。代理同意はときに必要なわけですが、その場合でも、やっていいことといけないことがあります。後見人が認めたら何をしてもいいわけではありません。

そう考えたときに、補助犬・支援犬にあたる仕事を人間がすることはないわけで、人間にはやらせないことを動物にやらせるのは、本当に平等なのかと疑われるところではありますが、動物実験や肉食に比べれば受け入れられやすいのではないでしょうか。

アニマルライツの観点から見たときのキーワードは「強制労働」になるかもしれません。その仕事が強制労働に分類されるかどうか。本人の同意なく働かせたら、逃げられないようにしたら人間にとっては強制労働になります。

しかし、シンガー氏の立場では、「死の概念を持たない存在に対しては、殺すことは利益の侵害にならない」という考えを当てはめると、強制労働の概念を持たない存在は、強制労働させても構わないという結論になり得ます。ただし、人間の利害も平等の配慮の対象であり、補助犬・支援犬が満たすニーズの重要性は、制度の正当化にプラスになる可能性があります。利益の観点から、動物個体にとっても人間にとっても利益が十分大きいのであれば、むしろ積極的に認められる可能性もあります。しかし、「本人の同意がない労働である」という点は、やはり気になるところです。

フランシオンは、動物は所有できないという立場なので、実は伴侶動物にも否定的です。現在いる個体を育てることは仕方ないが、積極的に繁殖して伴侶動物を増やしていくことには否定的です。アニマルライツの運動家にはペットを飼っている人も多く、その中心的な理論家が伴侶動物に否定的であるというのは、それなりにショッキングではありますが、彼のような立場からすれば、補助犬・支援犬も伴侶動物の一種と見なされる可能性が高いです。そしてここでも、もし補助犬・支援犬が強制労働に分類されるならば、人間と同じ法的権利を動物にも当てはめるというフランシオンの大前提に基づいて、強制労働の禁止が動物にも適用されることになります。ただ、法的権利についても、単純に種差別の禁止が適用されるのかという疑問はあり得ると思います。

ヴィーガニズムは、フランシオンよりもさらに広く「搾取」に反対するので、動物がどう感じるかと関係なく、人間の都合のために動物を利用すること自体が否定されることになります。当然、補助犬・支援犬も含めて、動物の利用は全体的に否定されることになります。これはある意味すっきりした話になりますが、否定的な当人が使わないのはよいとして、「補助犬・支援犬の利用をやめろ」と周りの人、当事者に言っても、納得してもらえるような根拠が弱いと言わざるを得ないでしょう。

日本的動物倫理の立場では、人間が「愛し護る」こと、そして感謝することが重要なポイ

ントになります。愛し護る気持ちと感謝があれば、動物利用の形態には制限はないという考え方です。この観点からは、支援犬も当然認められると考えられます。動物がより多くの感謝を受けられるように訓練することは、動物に対して良いことをしているという見方もできるかもしれません。この日本的立場からは、利用の制約はなく、利用者の心持ちだけの問題になります。

ただし、この考え方がしっくりくるなと思ったみなさんは、西洋流の動物倫理の考え方からすると「人間に都合よすぎる考え方」だとみなされる危険性があることは認識しておくべきです。

5. 何が求められるのか

いろいろな立場を見てきましたが、ではどうすればよいのか。今後、強制力を持ってくるのはアニマルウェルフェア的な制約になるだろうと考えられます。日本ではあまり見られませんが、ヨーロッパではアニマルウェルフェアに基づいた法制度が作られつつあり、それがいずれ導入される可能性がある。そのためまずは、ストレスや苦痛に対してきちんと配慮し、不必要なストレスや苦痛を与えていないかを考えていくことが重要です。

また、アニマルライツにはシンガーに近い立場からヴィーガニズムまで、様々なグラデーションの立場が存在しました。「アニマルライツの人だからこう言ってくるだろう」と思っていたら全然違うことを言ってくることもあるので、びっくりするかもしれません。補助犬・支援犬の利用は良心が許さないという人もいるでしょうし、自分の信念にしたがって「搾取」を批判する人もいるでしょう。

その批判に納得して従う、例えばヴィーガニズムに倣って自分もヴィーガンになるということもあってよいでしょう。一方で納得できないならば、それがなぜか考えて、対話をしてみるのもよいでしょう。

さて、理屈上の基礎という点で、アニマルウェルフェアはやや脆いところがあるという話を先ほどしました。権利主体として数え入れる範囲は広いけれど、数え入れるか入れないかに条件がある、しかも限界事例に対応してその条件の説明を試みるというのは、難易度が高い。

対してシンガー、レーガンの動物解放論は、現代の人権思想や進化論といった誰もが認める前提を基盤にしており、その論理的な強さは知っておくとよいでしょう。むやみに極端な立場をとっているわけではなく、「種差別」をしないためにはどうすればよいのかそれぞれに考えた結果、その立場に至っているということを理解するだけでも、彼らに対する見方は変わってくるのではないかと思います。

日本的な動物倫理は、馴染みが深くはありますが、アニマルウェルフェアが国際的なスタンダードになりつつある中で、「都合のよすぎる」日本的動物倫理への視線はこれからもっ

と厳しくなるでしょう。

私は最近、感謝をするのであれば、死んでから感謝するのではなく、その前に感謝する、その感謝の気持ちをウェルフェアとして表明する「先回りした感謝」の倫理ということを提唱しています。これによって、日本的動物倫理とアニマルウェルフェアという出自の異なるものの調和が取れるのではないかと考えています。

さて、本日は、動物倫理学や実践的な動物倫理のさまざまな考え方を紹介してきました。それぞれの考え方に特徴があって、どの立場から考えるかによって補助犬・支援犬のどういう点が問題になるかも異なってきます。ですから、考え方の多様性や、それぞれの考え方の由来を知るのは大切です。特に、いろいろな人による対話の場では、それぞれの人の背景を知るということが何より重要になります。

もう一つ、重要なこととして指摘しておきたいのは、日本人にとって自然な考え方であってもそれは国際標準からみて当たり前でも理解しやすいものでもないということを知っておくことです。これを知らないと、多様な文化の人と接する上で、ひどいミスコミュニケーションに陥る危険があります。

子どものためになる多様な大人の学校参加とは？
（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第３回公開講座）

講師：武井哲郎さん（立命館大学）
日時：2025 年 8 月 22 日 15:00-17:00

今回お話をいただいた際のテーマが「補助犬の学校への導入」ということだったので、直接的に私がどこまでお役に立てるか、少し自信はなかったのですが、これまでの研究で、いろんな人が学校に関わるようになるというのが一体どういうことなのかということについては、その意義や可能性、あるいは逆に課題も含めて、私自身も思うところ、考えるところがありましたので、今日はそういったことを中心にお話させていただきたいと思っております。

今日は大きく五つの柱でお話を進めていきます。
最後の結論に当たるところが「インクルーシブな学校づくりへの示唆」となりますが、かいつまんで申し上げると、いろんな人が学校現場に入る中で、ある特定の子どもだけにくっつく、ベタつきをするような形は、あまり良い結果を生まないというのが私自身の研究の知見です。逆にいろんな子どもたちに関わるような形で、先生以外の大人が参入することで、良い結果というか、良い方向性への作用が生まれると考えております。そういったことを最後に述べようと思います。

1. 「多様な大人の学校参加」の展開

それではまず、「多様な大人の学校参加」の展開について、本当に簡単にですけれども、この間の教育政策の流れについてご説明をします。

いろんな大人、教員以外の大人が学校に関わるというのは 2000 年以降、大きく二つの文脈で進められてきたと言えます。

まず一つが、「開かれた学校」と呼ばれるような、学校にいろんな人を入れていきましょう、いろんな人の考えを入れていきましょうということで進められてきたものです。

特にその中でも「学校支援型コミュニティ・スクール」とも呼ばれる、学校を支援する、つまり学校の先生方や学校教育を支援するような人を学校の中に入れていきましょうという形で進められてきたものがあります。そこでは、教員とは異なる立場にあるスタッフがいるわけですが、これを私はあえて非専門家と呼んでいます。教員ではないという意味で非専門家と言っているだけで、本当に専門性がないかどうかというのは別問題なのですが、一旦非専門家と呼んでいます。そういった非専門家スタッフがたくさん学校現場に入るようになってきたというのが一つの流れです。

元々は、ボランティアで参加することも多かったこれらの非専門家に対しては、後ほど述べるように、徐々に有償で、きちんとお金を払うという形に切り替わってきているのが昨今の状況かと思います。文部科学省も、この方向性で非常に前向きに推し進めているところがあります。

そしてもう一つ、いろんな大人が学校に参画するようになってきたのが「チームとしての学校」と呼ぶことのできるような文脈です。

「チーム学校」というのは、一つのチームでみんな頑張りましょうという意味合いよりも、先生以外の人たち、特に、心理や福祉の専門家、特別支援教育の支援員さんなど、教員ではない立場で子どもたちに関わる人たちを想定して、彼らを増やしていこうということを目指したもので、この間政策的に進められてきました。

私自身が特に注目してきたのが、通常の学級において教員と異なるスタッフの手を借りるようなケースで、その代表例というのが、特別支援教育支援員と呼ばれる方々です。2021年度時点でも全国で6万6000人分の地方財政措置が講じられていたほどなので、かなり多くの学校に、先生とは異なる立場や役割で入る支援員さんがいたことになります。

ただ、この支援員さんというのは、実にいろんな立場の人たちです。先ほど申し上げたように元々は学校支援ボランティアとして加わっていたような人たちが、そのまま支援員さんもちょっとやってもらえませんかと誘われて、支援員さんとして勤めているというケースを、私自身は非常に多く見てきました。

実際ですね、少し古い調査にはなるのですが、この特別支援教育支援員さんについては、教員免許状の所有を条件とする自治体が半数に満たず、教員としての勤務経験に至っては、9割以上の自治体が条件としていないという調査結果も出ています。昨今の教員不足の状況を考えますと、教員免許を持っている場合、あるいは教員の経験があれば、もう先生をやってくださいということにおそらくなると思いますので、この傾向は今もあまり変わってないだろうと見ております。

以上のことから、大きく二つの点を意識しなければいけない、考えなければいけないと、この間感じてきました。

まず一つが、資格を有している専門家の人だけではなくて、子どもの教育について必ずしも専門性を有していないスタッフも、学校の教育活動に携わっているケースがあるということです。そしてもう一つが、あえて私が「非専門家スタッフ」と呼んでいるこのような人たちが参入することによって、子どもたちにどういう影響があるのかということです。この二つのポイントを検討していく必要があるだろうと考えました。

そこで私が執筆した本、そしてそれの基となった博士論文では、「通常の学級において教員と異なる立場にある非専門家スタッフの手を借りることが果たして有効なのかどうか」ということを主たる問いとしていました。特に、学校教育から排除されるリスクの高い子ど

もたちにとって有効なのか、影響を与えるのかどうかということに重きを置いて、研究を進めてきました。

2. 「多様な大人の学校参加」の失敗

最初に、こういうふうにやってしまうとうまくいかなくなりますという事例を、ご紹介したいと思います。これは非常に象徴的な失敗事例、うまくいかなかった例だと私は考えているのですが、あらかじめ申し上げておくと、今からご紹介するエピソードに登場する人たちは、決して悪意があってこの失敗を招いたわけではありません。私自身もずっとフィールドワークで一緒に活動させていただいて、お世話になった方々ですし、何よりもですね、本当に良い方たちで、頭が下がるような熱心さでボランティアをされていた方々でした。

ところが、善意で行っていたはずの活動があまり良い結果を招かなかったというのが、この失敗事例で、この事例はシンくん（仮名）と、彼に対応していた介助ボランティアの人たちのエピソードになります。これは 20 年近く前のエピソードなのですが、当時、B 小学校にこのシンくんは在籍していました。当時は合理的配慮や支援員さんそのものついて、まだまだ現在ほどには社会の理解がない状況でした。

シンくんは脳性まひによる体幹機能障害を持ち、軽度の知的障害もある子どもでしたが、両親の希望で通常級への就学が決まっていました。ただし保護者ないしはその代わりの役目を果たす大人の付き添いが条件にされており、保護者だけですべてを担うのは難しいということで、介助ボランティアという形で、無償で組織されたボランティアの方たちがいました。メンバーの入れ替わりがありましたが、毎年 10 名ほどが活動していました。

保護者の代わりにシンくんに付き添うという目的が学校側からも強調されていたこともあってですね、他の子、つまりシンくん以外の子に対してまで何か口を挟んだりすることがボランティアには望まれていなかったというのが大前提にありました。

この方たちの活動を見ていてですね、まず学校にいろんな人が入るって本当に難しいなということを感じたその象徴的な部分というのが、非専門家のスタッフの人たち、つまりこのボランティアの人たちの葛藤に直面したときです。

このボランティアの方たち（「非専門家スタッフ」）は、ほとんど教職経験はお持ちではありませんでした。教職経験を持たないスタッフというのは、やはりですね、自分が専門的な知識を持っているわけではないということを、言うなればわきまえて、子どもたちに関わっていらっしゃいました。

結果として、子どもが抱えているニーズをどこまで自分が正確にわかっているのかということについて、しっかりした判断、確証を持った判断がなかなかできない状況に彼らは置かれていました。ただ、学校の先生であればそうしたニーズがわかって正しい判断が下せるのかというと、そういうわけでもないと私は思うのですが、ポイントとなるのは、「自分は

こういうことに詳しいわけではないからはたしてこの判断が正しいのかどうか」という不安感のようなものがあり、それが非常に強かったということです。

実際の専門性の有無ではなく、よって立つべき専門性がないとその人たち自身が考えていたことで、「この判断は本当にいいのかな、大丈夫なのかな」という迷いが生じて、結果として子どもの学習や生活に介入するということに対して、強いためらいを覚えていらっしゃいました。

一方で、学級のルールから逸脱する子どもを見かけた場合や、先生からシンくんの介助に入るよう特別な指示を受けた場合に、何ら手を出さずにいることも難しい状況に置かれるということもありました。

先生たちは「シンくんに関わってください」、「関わるためにあなたたちいるんですよね」と思っていますので、「ちょっとシンくんのこれを手伝ってあげてください」とボランティアスタッフは指示を受けることがありますが、普段から付き添っているボランティアさんからすると、「いや、これはシンくんひとりでできるんじゃないのかな」と感じる場面も当然あるわけです。にもかかわらず、先生からそのように介入を求められて拒否できるかというと、そうはいかないという状況がたびたび発生します。

つまり、介入することを求められる立場である一方で、介入することにはためらいがあるという葛藤をボランティアの人たちは覚えていました。

また、クラス全体の雰囲気に目を向けると、「一斉共同体主義」と呼ばれる状況を見てとることができました。この状況は 20 年を経た今ではやや弱まってきているとも思うのですが、少なからず残っていますね。

日本の学校は、同年齢の子どもたちが集まってクラスを組織しています。多少の個人差はあるとしても基本的にはみんなが同じである、皆が同質であるという前提のもとで、学年や学級という共同体の一員としてすべての子どもを平等に、同じように扱うということを原則としてきました。そのため、特別扱いをあまり歓迎しない文化が長く存在していたと言われます。今では少し変わってきているとはいえ、いまだにクラスというものはそうした要素を残していると思います。

このスタッフ、ボランティアの人たちの役割が、障害のある子どもを介助することだけに限定されていましたので、そうなると、スタッフの手を借りずに済む子どもたちは、皆が同時に同じ目標達成できるはずだという「同質性の前提」と呼ばれるようなものが教室内で維持されることになります。

ボランティアの人たちは「シンくんに付き添っている人、シンくんのものなんだ、シンくん対応だ」といった眼差しを他の子どもたちから向けられる。ともすると、「シンくんを守っている大人なんだ」とに見られているのではないか、ということを、当時ボランティアさんは言っていました。

こうなると、スタッフの手を借りことがクラス全体の中では原則として許されなくなる。

やはり自分で頑張るということが、学校の中では子どもたちに求められていますので、そういった規範やルールの中で、スタッフの存在そのものが、シンくんの手助けをしている人というような形で、ある種の例外の象徴のようになっていました。例えば授業で出された課題に対して、スタッフがシンくんの手助けをしたり、課題の一部をシンくんだけ免除したりした場合に、他の子たちからの反発を招くことになります。

そして障害に由来する差異が否定的に価値付けられることになるわけです。平たく言えば、要するに他の子どもたちが、「シンくんだけずるい」、「なんであの子だけ大人の手が借りられるんだ」というような形で、ネガティブなスティグマが維持・強化されていくということが当時見られてしまったそうです。

ここまでの話を整理します。

教室の中では「同質性の前提」が維持されていますので、スタッフが介入するとそれは例外の象徴、「あの子だけ特別」という象徴になっていき、それがマイナスのイメージに繋がっていきます。このスタッフの介入をやめればいいかというと実はそうもいかず、先生からすると、「ボランティアさんというのはシンくんのためにいる存在ですよね」ということで、シンくんに関わることを求められる場面があります。結局、この「同質性の前提」が維持される中で、介入しなければいけないという状況が起こってしまいます。

このスティグマが維持・強化されるような状況にこのボランティアの人たちは一体どう対処したんでしょうか。それが、次の問いとして浮かび上がってきます。

ボランティアの人たちは、本当に苦しんでいたのだろうと私はあらかじめフォローしておきたいと思いますが、彼らは悩みに悩んで、5 年目を迎えたときにある文章をまとめることになりました。ただ、この文章というのが、この事例の難しさというか、残念な結果に終わってしまった象徴だと私は思っています。その文書というのが、「シンくんの心構え」という文章でした。

どんなことが書かれていたか。「忘れ物、宿題忘れ、遅刻をしない」ですとか、「努力している姿を周りに見てもらう」ですとか、「ボランティアに甘えないようにしましょう」というような形で、なるべくシンくん本人が、スタッフの手を借りずに学校生活を送ってもらいたい、そして、他の子と同じだけの課題をこなす努力を積み重ねてもらいたいということをシンくんに対して求める文章が、保護者等も交えながら作られました。

ただ、結局この対応は、シンくんが持っている障害に由来する差異というのを否定的に価値づけているような、ネガティブに見ているような学級の雰囲気、そうしたことの問題性を見えなくしてしまった。むしろ、障害のある子を通常級に包摂するという課題を、シンくん本人が努力をしましょうとか、シンくん本人の意識を変えましょう、といった問題に矮小化してしまっていたと見ることができます。

この事例では、ボランティアの方たちが先生と違う立場、異なる立場で入っていたはずな

んですが、結果としては学びの場における差別や排除の構造を転換させる主体とはならなかったと言えるでしょう。やや厳しい言い方ですが、学校の価値や規範というものを自明のものとして、それを一方的に子どもへ押しつけるような、そういった役割を担う存在になっていってしまった事例になってしまいました。

障害のある子ども、当時のシンくんは、スタッフからただ一方的に助けられるだけの存在として、ある種の弱者として扱われ続けていたということが当時の様子から見てとれました。つまり、そこには介助する側とされる側というような、明らかな非対称な関係性が存在していたと言うことができます。

イニシアチブ、何かを決定する権限といったものを握っているのは常にスタッフの側、ボランティアの側でした。結果として、シンくん自身の努力や意識の変革を求めてしまいやすいような構造ができていたのです。これが、「多様な大人の学校参加」が失敗に終わってしまった事例だと考えています。そこで出てくるのが、この失敗をどう回避できるのかというクエスチョンです。

3. 「多様な大人の学校参加」の意義

その失敗を回避するための方法を、別の事例を通じて見ていきたいと思います。これが「多様な大人の学校参加」の意義ということでまとめている部分になります。

先ほどは関東の事例でしたが、ここで登場するのは関西で行われていた活動です。この活動には「個別支援ボランティア」という名前がついていたのですが、この「個別支援ボランティア」さんというのは、通常の学級と支援級（特別支援学級）の双方を行き来しながら、子どもの学習や生活を授業の中で直接サポートする役割を果たしていました。

こういった活動は、先ほどご紹介した「開かれた学校」の文脈の下、コミュニティスクールになっていた学校で取り入れられていました。

全体としては支援学級で活動する時間の方が長く、なかでも自閉症児・情緒障害児に付き添うことが多かったそうですが、支援級に在籍する子どもが、当該学年の通常の学級に授業に参加するときなどは、ボランティアも一緒に通常学級に参加することがありました。

ボランティアは通常級で活動する際、障害の有無にかかわらずどの児童にも声をかけることが許されていました。場合によっては支援学級に在籍する児童はいないけれども、総じて授業に落ち着きのないクラスにボランティアが入るというケースもありました。

大体 2、3 人ほどのメンバーがほぼ無償で活動されていたんですけれども、曜日時間ごとにシフトを組みながら、なるべく誰か 1 人はどこかの授業に入れるような工夫がされていました。

この学校の事例を見ていくとですね、多様な子どもたちと関係を取り結ぶこと自体がまず、非専門のスタッフ、ボランティアさんからすると容易な作業ではないということ、そして落ち着いて学習に臨もうとしない児童にうまく対応できないときは、何のために自分が授業に携わっているのか、意義を見失いがちであるということが見て取れます。

以下はあるボランティアさんの語りです。とても象徴的な語りです。

> 授業中、話を聞かなあかんのに、いらん遊びをこちょこちょしてはったりとかすると、……（ボランティアが）注意すればするほどおおごとになっていって、結局、彼らももの凄くきつく（先生から）怒られるんですよ。そうすると先生にも申し訳ないし、子どもらも結局、私が怒ったことでコトが大きくなって、また先生から怒られなきゃいけないっていうのも、かわいそうかなって思ってしまうんです。（pp.172‐173）

「自分はこんなことをするために学級に入ってきたわけではないのに、なんでこんなことになっちゃうんだろう」とボランティアさんが感じるような場面が頻繁に起こっています。

ところがですね、この大変なエピソードを、私はある意味ではポジティブに捉えているところがあります。というのも、授業に携わる意義をこういう場面で見失ってしまいやすく、教室内ではとても弱い立場に置かれているボランティアさんだからこそ、別の発想が出てきます。以下は、別の語りです。

> やっぱり（ボランティアに）甘えてきてくれる、そういうことがあるかな。常にありますよ、そんなん。だから、6年とか5年とか、全然関係のない教室にぽこっと行ったりしている時でも、（ボランティアに対して）「先生、今日、家でこんなことがあって」って言って、本当に家のことだけでも喋ってきてくれたり。やっぱり聞いてほしい子がたくさんいるから、何気ない冗談とかでも言ってくるし。で、困ったことも言ったりしてくるし。「そんなん（担任の）先生に言うたらいいやん」とかって（ボランティアが言っても）、「いや、言えへんわー」とかいう子もいるし。（p.177）

「喋ってきてくれた」「甘えてきてくれる」という表現が、頻繁に登場していました。要するに、自分を承認してくれる、自分が存在すること、ボランティアとして教室に入ることに承認を与えるのは、あくまで子どもの側であるという理解をしているからこそ、甘えてきてくれる、喋ってきてくれるという表現が出てくるのではないか、スタッフの存在に承認を与えるのは子どもの側であるという理解が、このボランティアさんたちには生じていたのではないかと、私は考えています。「自分が教室に入ることは当たり前じゃない」、「むしろ教室に入って、なんだか余計なことをしちゃったな」と反省することもある中で、それでも

「教室に入っていいんだ」、「教室に入ると、こうやって甘えてきてくれる子もいるんだ」ということがボランティアさんからすると、嬉しさというか、ほっとできることにつながったのだろうと思います。

助ける／助けられるという関係性がどうしてもボランティアを優位な立場に置くのに対して、存在の承認を与える／与えられるという関係性については、逆にボランティアではなく子どもの側を優位の立場に置くものだと見ることができます。結果的に、この両方の間で非対称な関係性が作られにくくなるのではないかと考えられます。

例えば子どもが喧嘩を始めたときの対応について、ボランティアさんはこう言っていました。「…子どもらにとって、私は先生になるから、やっぱりそういうのは嫌がらはるかもしれないし。それは、そうやね、助けを求めてくれはってでないと動かないですね。ある程度」（pp.178‐179）」と。自分が力を持っている、自分が「やめなさい」と言えば子どもに喧嘩をやめさせることはできるけれども、安易にその権限や権力を使うことについては慎重なボランティアさんの姿がここでは見て取れます。あくまでも対等な関係性を志向して、できるだけ自分がイニシアチブを握るということを避けようとする様子がこの発言には表現されていました。スタッフ自身も非常につらい立場に置かれていますから、結果的に、スタッフと子どもの間では対等な関係性ができてくる、あるいは対等な関係を目指すようになる、という傾向があるのではないでしょうか。

こうなってくると、どういうことが生じるか。以下は、武内さん（仮名）、高橋さん（仮名）というボランティアさんにインタビューしたときの語りです。

> 武内氏：この子は家庭の事情がもう大変やから勉強どころじゃないって分かっていたら、「学校来ているだけでも偉いよな」って思えるのと、それを知らんと「何をわがままばっかり言うてんの？」の違い（がある）かな、と思う。先生等とも喋って、「今、家がこんなんやねんて」っていうたら、「そら、勉強どころちゃうよな」って思うから…
> 高橋氏：それこそ勉強せんと甘える時間というか、（それが）あってもいいと思う。…（ボランティアが）相手してもいいと思うねん。（pp.179‐180）

学校の中では通常、勉強はしなきゃいけない、授業中は勉強しなきゃ駄目だよねというのが、多くの人の感覚だと思うのですが、ここに登場している武内さん・高橋さんの語りは、勉強させることがすべてじゃないということを、ある種認めています。

あらゆる子どもに対して一律に同じ方針で向き合うのではなくて、個別の文脈、それぞれの子どもたちの背景に即した対応をとるということが、子どもたちとの対等な関係性を目指すからこそ可能になっている、というのが、この「個別支援ボランティア」さんの事例の

一つの特徴でした。

また別の事例として、ボランティアさんがつけていた日誌に残されていた記述を以下に引用します。

1時間目
2‐1(の)Lくんが教室から出ている。行く所もなく、うろうろしている。話を聞くと、MくんとNくんが2人で「はさみうち」にし、頭をたたいた。いろいろといじめてくるので、教室に戻れない。

4時間目
武内氏（が）2 年生に入られ、いじめがある様子（を感じ取る)。(支援級を担当する)P先生とQ先生たちが本人と話をする。これから注意する必要あり。(p.187)

1時間目にですね、教室から出ている子がいて、廊下をウロウロしていたと。ボランティアさんが話を聞くと他の子が自分を 2 人で挟み撃ちにしてきて、頭を叩いて色々いじめてくるから教室に戻れない。別のボランティアさんが 2 年生のクラスに入っていじめがある様子を感じ取ったので、支援級を担当する先生たちに話をしたという事例です。

これは、子どもたちの背後にある多様な文脈に目を向けるよう、スタッフが教員に対して働きかけている事例として見ることができます。いきなり教室に戻りなさいと言うのではなく、「一体何があったの？」とまず話を聞き、そこから「子どもがこういうことを言っている」という情報を得て、それを先生に伝える。これはまさに、ボランティアさんが個別性への配慮、そしてその子が困っていることや、置かれている状況に配慮しながら、そして、その状況に対応していくということを自分たちの役割だと認識をして、個々の子どもに合わせて対応していたということです。

以上は、先ほどのシンくんのときの「心構え」と比べると、ボランティアさんのやっていること、進め方にかなり違いがある事例なのだろうと思います。

ここまでの話を簡単にまとめさせていただきます。

シンくんの事例では、ボランティア自身がイニシアチブを握ってシンくんに対して「心構え」を求めていた。それに対して、今回のこの「個別支援ボランティア」さんの活動というのは、スタッフが葛藤を抱えながらも、その葛藤を引き受けて、自分たちは弱い存在だということを認識する、つまり、教室で何かを注意をすると事が大きくなってしまうという状況から「なんで自分はこんなところに入っているんだろう」「本当にこんなところ入っていいのかな」という感覚を持ち始めたという事例でした。そういう感覚を持つ中で、子どもたちと対等な関係を作ろうとしたり、自分たちだけで何かを決めたりするのではなく、「まずは

子どもの話を聞こう」と、子どもの置かれている状況に目を向けるという対応がとられるようになった。それが、このC小学校の事例だと言うことができます。

さらにですね、このC小学校で興味深い事例がもう一つありました。それが「同質性の前提」に関することです。シンくんの事例でも登場した言葉ですが、日本の学校が持っている「みんな同じ」という前提、これをできるだけ壊していくということをボランティアさんが試みていたのです。

> そういう時（註：授業中に騒いでいる子がいる時)、よっぽどひどかったら離れます、無視します。そうしたら落ち着かはるし。だから、助けの必要な子でも、ちょこちょこってなんかアドバイスして、離れて、ちょっと自分でやってもらおうかな、とかいう子もいますね。あんまりその子、一人の子にずっと付かないようにはしていますけど。よっぽど呼ばれない限りは。（高橋氏）（p.167）

つまり、1人の子にずっとついてしまうのはあまり良くないということを心得ている。別のボランティアさんも、「付かず離れずくらいの感じに（しています)。まあ、周りの子の目も（あるので)、ずっとは（付きません)。（武内氏)」(p.168）と述べています。特定の児童と一対一で活動する時間が長いと、周囲からの反発を招きやすいというのは、先ほどシンくんの事例でお話した通りです。

スタッフの手を借りなくても皆が同時に同じ目標を達成できるはずだという「同質性の前提」、「あの子だけ特別に手を借りている、自分たちは手は借りられない」という空間が出来上がって、それが維持されてしまうと、良くない結果をもたらすというのが先ほどのシンくんの事例でした。

それに対して、このC小学校の「個別支援ボランティア」さんの活動は、どの児童に対しても開かれた存在として活動することが認められていました。学校としてもOKを出していたんです。

そのため、スタッフの人たちも学級内で子どもたちとあえて他の関係性を構築して、自分たちが特別な例外の象徴になるということをできるだけ避けようとしたわけです。例外的な措置を受けているのは、一部の子だけではなく、誰でもボランティアの手を借りることができる、大人の手を借りることができるんだよということを示す、あえてそういう姿を周りの子どもたちにも見せていたと言えるでしょう。

授業中に出された課題の内容が理解できない子どもがいたときにも、例えばこんな対応していたそうです。

> 「あなたはしっかりしてくれているから」という感じで、こっちがバカをするっていうんですか、（気に入らないことがあると激高してしまう子ども自身に）しっか

りしてもらうように。甘えたいのもあるやろうけど、上から言うと反抗すると思うんで。(その子のことを) 立てて、「私こそ (課題の内容は) わからへんねん」という感じで接するようにします。どっちかって言ったら。きっとある程度、4 年生ぐらいから「これ以上、構わんといて」っていうのもあるから、甘えてくる時は素直に受け入れるけど、でも一緒に接したりする時はなるべく (その子のことを) 立ててやっていますね。(pp.169‐170)

あるいは、わからない子どもが何か聞いてきたとき、質問してきたときにも、自分で教えてしまうのではなくて、以下のように対応する。

(私ができる子に)「どうするの？教えて」って言って、私も一緒に習うって感じで。…(質問してきた子に)「教えてもらい」とは言わへんけど。そうなるとやっぱり上下関係ができるから。「どうするの？どうするの？私にも教えて」っていう感じで。…(できる子が) みんなの前でやっているっていう感じ (にする)。(p.170)

つまり、質問をしてきた子どもだけに自分が教えるという形を取るんじゃなくて大人である自分もわからないんだという振りをする。「『どうするの？どうするの？私にも教えて』っていう感じで。…(できる子が) みんなの前でやっているっていう感じ」にこのボランティアさんは振る舞っていたそうです。

当然これは演技なわけですけれども、授業中に出された課題の内容が理解できずにいる存在をスタッフ自身が演じることによって、教師から示された目標を達成できないからといってそれが否定的に価値づけられることはない環境を作ろうとしていたんだろうなという見ることができます。特別な教育的ニーズを抱えている児童のみならずスタッフまでもが課題の内容を理解できずにいるのだとすれば、皆が同時に同じ目標を達成できるはずだという「同質性の前提」そのものが揺らぐことになるだろうと考えられます。

これに対して、当然「いやいや、そんなこと言っても大人なんだからわかっているでしょう」と見ていた周りの子どももいるとは思うんです。ただ実はですね、ボランティアさんたちは常に同じクラスの補助に入っているわけではありませんので、うまくこの立場を使っていたと思われるわけです。というのも、常に同じクラスにいる人ならば、「何で大人なのにわからないの、大人だから本当はわかっているんでしょう」と子どもたちは感じるかもしれませんが、実際にその前の時間の授業の様子を知らないボランティアさんたちであれば、子どもたちも、「もしかしたら授業の内容とか進度を把握できてないのかな」「本当にこの人わかんないのかもな」と半信半疑なんでしょうけれども信じられないわけではない、「私もわからへんねん」と言っているボランティアさんの声を「もしかしたら本当にそうなのかな」と考えかねない。そういう立場をボランティアもうまく使っていたんだろうなと見ています。

また、担任の先生が「私もわからへんねん」って言っても、「いやそんなはずないだろう」と子どもたちも高学年ぐらいになれば当然思うわけですけれども、先生ではないという立場をうまく使っていたんだろうとも思います。

これを「同質性の前提」に対して、スタッフ自身もみんなが同じ目標を達成できるとは限らないんだよ、みんなが全部できるわけじゃないんだよという異なる側面をあえて見せていたということ、あえて異質性を顕在化させていたということで、「異質性の顕在化」と表現しておきます。

今お話してきた内容をここでまとめてみます。

できるだけスタッフ自身も一対一の関係性、いろんな子に関わろうとしていました。そしてみんな同じ、みんなできるということを前提にせず、「いやいや大人だってわかんないんだよ、できるとは限らないんだよ」という姿勢、側面をあえて見せていました。これによって、学級、クラスの中で、みんなできるはずだ、みんな同じようにできるはずだという前提を揺るがせる。そういうことを行っていました。

これにより、目標が達成できない子どもに対して、何かネガティブなレッテルが貼られてしまうということをできるだけ防ごうとして、スティグマを軽減・解消しようとしていたと見ることができます。

一方で、先ほどのシンくんの事例では、ボランティアとシンくんとの一対一の関係性により、他の子どもたちは大人の手を借りられず、独力でやらなければいけないという「同質性の前提」を維持することになります。これが結局、スティグマの維持・強化に繋がっていく。

先ほどの残念な結果を産んでしまった事例と、今回の C 小の「個別支援ボランティア」の活動とは、非常に対照的な事例だと考えられます。ただ、このうまくいっていると思われる事例でも実は悩みはありました。以下のようなケースです。

> 高橋氏：私は（児童に落ち着きの見られないクラスに）自主的に入ったんです。そしたら、ちょっと支援の必要な子がいて、その子のところに行ったら、「あ、お助けマンが来てくれはったで」って（担任の先生が）言うて。……落ち着いて勉強（できる環境）の必要な子やったのに、給食（の準備に）入っても、「止めてくれ」とも言わはらへんと、私（は）黙々と、給食（の準備で）ガサガサガサガサしているなか、算数教えていたんやけど。「それって、先生、かわいそうやわ」と思って。彼女はきっと、ちょっと落ち着かないと（勉強が）できひん子やったから、「絶対、無理や、こんなところで教えても」って思うんやけど、（その先生が）気楽に「お助けマンに全部教えてもらい」って言うて、「全部やってしまいや」ってポロっと言わはった時は、ちょっと引いてしもうて、私も。こんな時にはやっても（意味がない）。必要じゃないと思ったんでね。（p.189）

上記のように、ボランティアさんはインタビューで語ってくれました。それに対して私は「そういうの（校正者註：いやこれ今こういう環境でやるもんじゃないですよ）ってなかなか言いにくいものですか？先生に」と尋ねたところ、このボランティアさんは首を横に振りました。要するに言えないということです。事後的にも言えなかった、とおっしゃっていました。

ボランティアさんからすると、明らかにその子は落ち着いて勉強しなきゃできない子なのに、給食の準備が始まっても勉強をやらされている。これは果たして子どものニーズに沿った支援なのか、という葛藤を抱え、しかも「お助けマンに全部教えてもらい」とこの子どもへの付き添いを求められているので、結局、このボランティアさんがずっと避けていたはずの特定の児童への関わりを、教員から一方的に求められてしまったという場面でした。

本来ならば、C 小のこの「個別支援ボランティア」さんは、できるだけこのような関わり方を避けていたはずなんですけれども、先生から求められてしまえば、なかなか逆らえなかったということなんです。特定の児童に関わることだけを教員から求められてしまった場合、つまり、一対多との関係性を築くことが認められない場合というのが、ここでは生じていました。

また、子どもの個別的なニーズにスタッフが配慮することを教員が望まない、つまり、本当は落ち着いて勉強した方がいいから今はやめようと、ボランティアは判断していても、先生は「やってしまいや」と言うときに、スタッフは一体どうしたらいいのかということについては、この C 小の「個別支援ボランティア」さん自身も実はなかなか解決ができませんでした。先生からの指示はやはり絶対だったというのは、学校にいろんな大人が入るときの難しさを表しているエピソードだと考えています。

それでは、先生からこういうことを言われたとき、先生ではない立場の人たちは一体どうしたらいいのか、という問いが、最終的に湧き上がってきます。このクエスチョンに対する答えが「アドボカシー」という言葉、そしてこの言葉が関わってくる、以下のエピソードになります。

4. 「アドボカシー」の重要性

最後にご紹介する三つ目の事例は、実はシンくんと同じ B 小の学習支援ボランティアという活動に関するエピソードです。先ほど、多様な大人が関わる失敗事例としてシンくんの介助ボランティアの事例を紹介したんですけれども、この介助ボランティアのメンバーの一部もこの学習支援ボランティアに入っていました。介助ボランティアが行われていた学校と同じ学校で行われていた活動なので、メンバーも一部重なっているんですけれども、実はこの学習支援ボランティアの方で得られた結果は、先ほどのシンくんの事例とは真反対

です。シンくんのときは失敗事例でしたが、この学習支援ボランティアで行われた活動は、まるっきり成功というわけではないとはいえ、非常にうまくいった事例だと言えます。

どんな事例だったのか、ご説明します。

この学習支援ボランティアの活動というのは、シンくんの介助ボランティアとは違ってですね、教科・単元・学級ごとに出される学校からの依頼に基づいて、担当の先生のアシスタントのような形で算数や図工などの授業の運営を手伝ったりですとか、児童の落ち着きが見られないクラスにサポートとして入ったりするという活動でした。これもほぼ無償で行われていました。

同じ B 小学校の事例ではあるんですけれども、介助ボランティアのように特定の授業の介助だけにその権限が制約されるということはほとんどありませんでした。学習支援ボランティアの場合は原則として、あらゆる児童に開かれた存在として活動することが可能でした。そういう意味では、ここまでご紹介してきた二つ目の事例、関西にある C 小学校「個別支援ボランティア」と非常に近い形で活動することができていました。

この事例をご紹介するときのキーワードとして「アドボカシー」という言葉が登場します。おそらくどこかですでに耳にされたこと、あるいはご専門の方もいらっしゃるかもしれないんですけれども、私としてはこの言葉を、自ら権利主張できない人の権利を擁護をするべく、その意思や欲求を代弁する行為だと捉えています。そしてそこには現状への異議申し立てを伴うことがあるということを「アドボカシー」という言葉を使うときには、大事にしています。この 2 点が揃って「アドボカシー」と言えるんじゃないのかなと考えているんですが、この「アドボカシー」という言葉を使いながらですね、B 小学校の事例をご紹介していきます。

この学校の学習支援ボランティアの活動において、こんな場面がありました。

> 寄ると触ると喧嘩ばっかりしている子がいて、一クラスに三人ぐらいいたんですけども、それを（担任から）「いつもやられる子を見ていてください」みたいなことを言われたんですね。もちろんそれは見ていますけれども、でも、何て言うのかな、全てその子にくっついて、やる子が来ないようにしていてください、みたいな感じだった。
>
> 最初は「そうかな」と思っていたんですけども、でも「それは違うような」って。……私が付いてればやられないから、だから、付いている。でもそれじゃ解決策にもならないし、子どものためにも良くないし、みたいなことがあって、そこでちょっと引っかかっていたので…本当に私の領分ではなかったんですけれども、ちょっと言っちゃったんですね。ちょっと長いことお話をして、それは分かってもらえたんですけれども、そういうことはありましたね。（p.237）

以上は、ボランティアさんがインタビューで語ってくれたことです。先ほどのシンくんの事

例でもこういうことができれば、きっと良かったんだろうと思うんですね。ボランティアとしての立場・性質が今回の事例とは大きく異なっていたわけです。

一方、この事例では、担任からの指示に従って、ある特定の子だけに目を向けていると逆に他の児童からの反発を招くことになるということを、この方たちは当然知っていたので、そう考えた非専門家スタッフの側が異議申し立てをした事例だと見ることができます。

つまり、「やられる子」だけに「くっつく」という、そういう一対一の関係性で活動するのではなくて、他の子にもくっつけるようにする、一対多の関係性を築くことによって、スティグマの軽減・解消を図った方がいいんじゃないのかということを、このボランティアさんたちは考えたわけです。教室で弱い立場に置かれている子どもの権利を擁護するために、ときには異議申し立てをしますよという、「アドボカシー」の実践がここには見られるのではないでしょうか。特定の授業に関わることだけを教員から求められた場合に、「そうじゃない、やっぱり他の子も見た方がいいんじゃないのか」ということで、ボランティアさん、非専門家スタッフの人たちが、スティグマの軽減・解消を図ろうとした異議申し立ての事例、「アドボカシー」の実践事例だと、今のエピソードは捉えることができるでしょう。

別のエピソードとして、以下のようなものもあります。

> 学級全体を指導しなければならない立場にある教師は、学習理解に差がつかないよう、板書をきちんとノートに写すことを重視していた。ボランティアの側も、はじめは板書を写すことが学習理解の助けになると判断し、教師の意向に沿う形で全ての子どもにノートをとらせようとしていた。しかし、ボランティアが活動を進めるなかで「板書が書ききれないと、次に進めないので、どんどん押し押しになって、そうすると結局、丸付けができなかったり（して）、嫌になっちゃう子がいる」という現実に直面した。（p.227）
>
> そのうえで、子どもに対して素早くノートをとるよう求めたり無理にノートを取らせたりすることが、授業内容の理解にとって必ずしも有益ではないと判断し、「ノートに書くことがとても多い。書くこと書かないことを吟味した方がよいのでは？」、「ノートに黒板を写しながら理解していく作業が4年生はできるのか??」（下線ママ）などの意見を出すこととなった。（p.227）

上記のエピソードは、実際にボランティアさんがつけていた日誌の中に登場するもので、結局、ボランティアさんは先生に意見書のようなものを出すことになります。この意見書の現物が残っていたので、カッコの中身はそこからの抜き書きです。

学習面・生活面の指導、教室内で指導するのが、あくまで教員である以上、個別の文脈に合わせた対応をスタッフが講じるだけではどうしても限界が出てくるわけです。例えば授業でノートを取らなければいけない場合、いくら「個別支援ボランティア」が入っていても、

ノートテイキング自体をその人たちが代わってあげられるわけではなく、おのずと限界があります。

そこでボランティアさんたちが試みたのが、教員とのコンフリクトもいとわずに、現状への異議申し立てを行うことでした。当時ボランティアさんたちも「先生からすればこんなこと言われてちょっといやだな」と思うかもしれないない、と考えたようですが、とはいえ伝えた方がいいだろうと判断しました。担任の先生が理解のある先生だったというのも大きかったようです。

ここには、教室での学習や生活から排除されがちな子どもの意思を代弁し、その権利を擁護すること、すなわち非専門家スタッフによる「アドボカシー」の重要性が表れていたように思います。

子どもの個別的なニーズにスタッフが配慮することを教員が望まない場合は、例えば「アドボカシー」によって、できるだけ１人１人が学びやすい環境を作っていくということを、ボランティアさんでもできるんだということを表しているエピソードだと捉えることができそうです。

では、どうすればハードルが高くなりがちなこの「アドボカシー」を遂行できるのか、先生に異議申し立てできるのかということを考えてみたいと思います。

この学習支援ボランティアさんたちは、異議申し立て、「アドボカシー」が実践できた人たちなんですけれども、もちろん状況に応じて、先生との関係性などにも注意を払う、いいさじ加減を持っていらっしゃった方々だったからこそだと今でも思っています。何でもかんでも対決姿勢を取れば、うまくいくこともうまくいかなくなってしまいますからね。しかしそれだけではなく、このボランティアさんたちの実践に、とても特徴的な点がありました。

当時この方たちと一緒に活動しながら書いていた私自身のフィールドノートに、以下のような記録が残っています。

> 算数教室を後にし、××先生とも別れてから、黒田さん・木村さんとは昇降口のところで少し話をした。私が「いろいろと試みながら支援に臨んでいるんですね」ということを述べると、「でもね、その時の気持ちとか、子どもの様子によっては、『ちょっと今日はその子にかかわるの、イヤだな』って思っちゃうこともあるのよ。だから、そんなに凄くないんです。私たちも（授業が）終わってから、こうやって廊下の隅っことかで、『今日はこれでよかったのかな？』というようなことをお互いに確認しあいながら、励ましあいながら、時にお互い褒めあいながら、進めているんです。そうしないと『今日はうまく行かなかったな？』とか『役に立ったのかな？』ということに悩んで、ドヨンとしてしまって、続けられなくなっちゃうから。」と述べていた。（p.216‐217）

この冒頭の部分では、まさに自分が何のために授業に携わっているのか、その意義を見失いかねない状況に置かれているということが表現されています。

先ほどの関西の学校の事例でも見られたような、自分が役に立っているのかどうかといった不安・悩みは同じように持っているんですけれども、そういう状況に追い込まれるからこそ、この非専門家スタッフ、ボランティアさんたちは子どもとの関係を構築するための技法を参照し合う場が重要だと考えて、相互のネットワークを築こうとしていました。

例えば、ある特定の子どもとどのように関わればいいのかということについて、授業の前後に、「こうやったらうまくいったよ」「ああやったらうまくいったよ」といったエピソード、情報の共有をお互いにしていたということです。

スタッフ同士のネットワークというのが非常に重要で、それがあれば、授業に集中できない子どもや学習の理解が遅れがちな子どもへの対応に迷ったときでも一人で抱え込む必要がない。そして逆に、もしスタッフの間で試行錯誤を重ねたにもかかわらず状況を変えることが難しいようであれば、スタッフの立場ではどうにも解決できない問題であると判断を下すこともできるようになるわけです。

1人で悩んでいると、どうしても「もうちょっと何かできるのかな」、「もうちょっとやり方あるのかな」、あるいは「これ自分のやり方が悪いせいなんじゃないのかな」とどうしても思ってしまいがちです。

> （複数の児童が授業中にも立ち歩きを繰り返す低学年の学級において）
> 先生は…とにかく立ち歩いている子を座らせる、外に飛び出した子を連れて帰る、それを望んでいらしたと思うんですけれども、でも、いくら立ち歩いていた子を座らせても、どうしてその子が立ち歩くのかっていうその原因のところが解決しない限り、手を離せばまた立つんですよ。で、何が原因かもうちょっと考えてほしかったんですね、先生に。どんなに連れ戻しても、手を離せばまた出て行きます。それは原因が解決していないからですよね。…先生は座らせることとか戻すこととか、そういうことを望まれていても、「そんなことしたって無駄だ」って（ボランティアの立場からすると）思っちゃうんですよ。（p.232）

そして、この後どうしたか。「（児童が立ち歩きを繰り返す原因について）『こういうところじゃないですか？』ってこっちから言って、先生もそれを参考にしてくれる、聞いてくれるっていうような場があれば、ボランティアとして入った意味があると思うんですけれども」（p.232）という思いをボランティアさんたちは引き続き抱くことになり、以下のような経過をたどります。

> 一か月が経過してもなお、担任は引き続き、多動の認められる児童にだけ目を向け

> るようボランティアに求めていた。児童に落ち着きの戻らない状況が続くなか、ボランティアのメンバーは、学級の状況に懸念を示していた管理職を巻き込むことで、担任とのミーティングを開くこととなった。(p.234 - 235)。

要するに、「いや、この子についていてください」「立ち歩く子についてください」というやり方ではまずいんじゃないですか、ということをやんわりと伝えるためのミーティングの開催を求めたのです。

ネットワークの構築によって、自分たちだけでは解決できないことを相互に確かめ合える機会、環境が作られていますので、現状への異議申し立てを伴った「アドボカシー」を遂行することが可能になっていたといえます。

どうすれば「アドボカシー」を遂行できるのかという点について振り返ってみます。

実は自分たちだけではどうにもできないですとか、自分たちは必ずしも役に立つ存在ではない、本当に自分たちが関わっていいのかなというある種の弱さですね、ボランティアとしての弱さの認識みたいなものがまずある。その弱さの認識があるからこそ、ボランティアのメンバーというのは、お互いにネットワークを築きますし、そのネットワークを使って、むしろネットワークがあるからこそ、「アドボカシー」が可能になっていたと言える。

ちなみに先ほどの関西の事例においては、ボランティアさんどうしがあえてバラバラに活動をして、少なくとも誰か 1 人は学校の中にできるだけいられるようにしようとした配慮によって、かえって「アドボカシー」がなかなか難しくなってしまった事例だと言えます。

配慮自体にはとても意味があったと思いますが、実はネットワークを築くという点では困難があった。同じ教室に複数のメンバーで入っていたわけではないので、特定の教室、特定の場面ではどうだった、という情報共有にまで至りませんでした。それが、今ご紹介したエピソードと、先ほどの関西のエピソードとの大きい違いかと思います。

5. インクルーシブな学校づくりへの示唆

それでは最後のまとめになります。

2025 年現在、だいぶ弱まってはきているとはいえ、やはり同年齢の子どもたちが、多少の個人差はあるとしても、基本的に同質であるという前提ですとか、スタッフの手を借りることが原則的に許されないというクラスの規範というものが、日本の学校には少なからず残っていると思います。これが揺らがない以上、授業に継続して携わる非専門家スタッフの存在というのはある特定の属性を持つ子どもに付与されるスティグマを維持・強化する要因にしかならないでしょう。

差別や排除を生み出す構造の変革という課題を、子ども本人の努力と意識の問題に「個人

化」するなど、非専門家スタッフまでもが子どもへの一方的な価値付けや方向付けを行うということも、残念ながらありうるんだということが、シンくんの事例などでは見られました。

これらを回避するためには何が大事なのかというと、大きく二つあると思われます。

まず一つは、非専門家スタッフの裁量や権限を過度に制約することは望ましくないということです。一対一ではなくて、一対多の関係で子どもに向き合えるようにする必要がある。

そしてもう一つが、非専門家スタッフが孤立することは避けなければならないということです。スタッフ同士のネットワークが構築できる環境、配置の方法、配置時間ですね、こういったものを整備するということが重要になってくるだろうということです。できるだけ同じ教室で活動する日を作るとか、あるいは有償で支援員さんを雇う場合に、例えば打ち合わせの時間を給与が発生する時間に含めるとか、些細なことなんですけども、そういったことはやはり大事だろうと思います。

もう一つ、インクルーシブな学校づくりへの示唆として申し上げたいのが異質な価値の共存ということです。

地域と学校の連携・協働、「多様な大人の学校参加」という話が出るとどうしても、みんなが同質の価値を共有するに至ることが望ましいとされやすい、という傾向があります。要するに学校とは対立しないことが一番というようなそういうことです。

しかし、同質の価値や規範を共有するだけでは、結局多様性が縮減し、画一性を増大させるような結果を招きかねないと言えます。異質な価値のぶつかり合いは、そのこと自体を排除するべきではなく、困難を抱える子どもたちに向き合う責任を、先生だけで負うのではなく、いろんな大人たちがその責任をきちんと分け合う、分けて持ち合う、その契機としてむしろ積極的に評価する必要があるのではないでしょうか。

例えば、教職員だけではキャッチしきれない子どもの声を非専門家スタッフが代弁しているのであれば、やはりその意見を無視することは適切ではありません。子どもたちが抱える可視性の低いニーズを発見できる機会として捉えなければいけないでしょう。

先ほどの関西の学校では、廊下を授業中に歩いている子どもに、「どうしたの？」と聞いて、無理に教室に戻すのではなく声をかけることで、「いや、ちょっとこういういざこざが他の子たちとあったんだ」という話が聞き出せた。それを先生に伝えたボランティアの姿は、先生たちだけではもしかしたらキャッチできていなかったかもしれない子どもたちの声を、代わりにキャッチするものでした。

非専門家スタッフから出される現状への異議申し立てについても、それが子どもの意思を代弁し権利を擁護するものであるのならば、積極的に受け止めねばなりません。「多様な大人の学校参加」の推進を考えるときには、先生の業務負担の問題というのが出てくるところがあります。ともすると、先生の業務が大変だからいろんな人の手を借りましょう、先生の業務の負担をそれによって軽減しましょう、という議論が起こりやすいんですけれども、私はそう単純な話ではないと思っています。むしろいろんな人が学校に入ってくると、先生

の業務負担感の増大を招くことはあっても、その軽減に繋がる可能性は低いと考えています。

逆に言えば、先生の業務負担を根本から見直すことなしに「多様な大人の学校参加」を推し進めたとしても、学校教育から排除されるリスクの高い子どもたちの包摂を実現できるのかというと、疑問が残る。むしろ先生の業務負担はきちんと見直した上で、今後はさらにいろんな人が入れるような、いろんな人が関わる学校空間を作っていく必要があるのではないでしょうか。

ヒトと動物の共生
―高齢者と伴侶動物の福祉を考える―
（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第４回公開講座）

講師：安野舞子さん（横浜国立大学）
日時：2026 年 2 月 27 日 15:00-17:00

皆様こんにちは。そしてほとんどの方が初めましてかもしれませんけれども、私、横浜国立大学の安野舞子と申します。本日はこのような素敵な機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

いただいたお題は「ヒトと動物の共生」、特に「高齢者と伴侶動物の福祉を考える」ではありますけれども、この話に加えて、今私が横浜国立大学で取り組んでいる人と動物の共生に関する授業ですとか、それ以外のことについてもお話をしてよいということですので、その話もまず前半にさせていただきます。

今回どのような方にご参加いただいているのか事前におうかがいしたところ、本当にいろいろな背景・分野の方々にお越しいただいているようです。今回のテーマは高齢者と伴侶動物の福祉ですので、その話を期待してご参加いただいた方にとっては、前半の話はつまらなくなるかもしれませんけれども、ぜひ皆様に関心を持っていただけるようにお話しします。どうぞよろしくお願いいたします。

1.　自己紹介と研究の動機

まず自己紹介をいたします。私は元々は教育学、その中でも高等教育、大学に関する教育で学位を取っています。ですので、大学教員、研究者になった頃、しばらくの間は、動物の「ど」の字もないような状況でありました。ところが、今は自己紹介をするときに「専門は高等教育と人と動物の関係学です」とお伝えしていて、むしろ、最近では人と動物の関係学の方に力を入れて研究をしているような立場でございます。

元々、動物とはまったく関係がなかった研究者である私が、なぜこの人と動物の関係の研究を始めるようになったのかというところからお話をさせていただきます。それには実はきっかけがございます。私は東京都に住んでいますが、住まいは樹々に囲まれた自然豊かなところにございまして、野良猫もたくさんいるんですね。我が家にもやはり猫がたくさん来ていたんですけれども、庭でお世話をしていた 1 頭の野良猫との悲しい出来事があったんです。どんな悲しい出来事だったのかを詳しくはご説明いたしませんけれども、率直に言ってしまえば、意図しない形で命を奪ってしまったんです。それは 2013 年の 7 月 31 日のことでした。

その出来事をきっかけに、本当に遅ればせながら、お恥ずかしい話ではありますけれども、この国では行政の施設によって犬や猫の殺処分が行われているということが分かりました。犬や猫の殺処分をできればゼロにしたい、減らしたい。私自身、大学教員・研究者としてこの犬猫の殺処分を減らすにはどうしたらいいんだろうと、考えるようになりました。この1頭の野良猫の命と引き換えに、人と動物の共生に関する研究を私は始めていくことになります。

初めに行った研究は、私たち研究者が通称「科研費」と呼んでいる科学研究費助成事業という、国からの助成金をもらって行う研究で、題目は「大学生のメンタルヘルスケアに有効な動物介在プログラムの開発」でした。私のもともとの専門は高等教育の研究、大学に関する研究でしたので、その高等教育に関係することと動物の問題を掛け合わせたらどんな研究ができるだろうと思ったときにひらめいたのが、大学生のメンタルヘルスケアのための動物介在プログラムの開発でした。平たく言うと、いわゆるアニマルセラピーのようなものですけれども、そういったプログラムを開発できないかと思ったわけなんですね。

どういう研究だったのかといいますと、大学のキャンパスの中で動物介在活動、より平たく言えばふれあい活動になりますけども、そういった活動を実施して、メンタルヘルスに問題を抱える、課題を抱える学生の癒やしや安心感を得られる場の創出をしたいと思ったわけですね。この研究はもう10年ほど前のことではありますけれども、ここ十数年、残念なことに日本全国の大学でメンタルに問題を抱えている学生さんが非常に増えてきています。そうした背景もありますので、こういった学生たちを対象に、ふれあい活動ができないかと思ったのが一つのきっかけでした。そしてなんといっても、私がこうした研究を始めたきっかけが犬猫の殺処分を減らしたいというところにありましたので、このふれあい活動で介在させる動物を、保護猫として行政の施設で収容されていた、もしかしたら殺処分されてしまうかもしれない猫を引き取って（もちろん適性がある猫になりますけども）、その猫に「第2のニャン生」としてふれあい活動で活躍してもらおうと考えました。

実際に数年かけてこの研究を行いました。最初は 9 名という少ない数でしたが、学生を対象に私の研究室で保護猫とふれあってもらうという活動をしました。そこで心理調査を行いました。心理尺度を踏まえたアンケートでふれあい前と後でどう変わったのかということを測定したわけです。その結果、やはり仮説通りといいますか、統計的に有意な差が出た。つまり、ふれあいの前は緊張、ストレス度が高かったんだけれども、ふれあい後は下がっていたということが示されました。その9名の学生たちに共通して言われたことが、「こういう活動がもっと大学内にあったらいいな」ということでした。

ですので、その後、大学の図書館の一つの部屋をお借りして、そこでいわゆる「キャット・セラピー」を開催してみました。学内に広く「キャット・セラピーをやります」と周知したこともあって、多くの方が来てくださったんです。メンタルヘルスに問題がある学生だけではなく、一般の学生、教職員もたくさん来てくださいました。きっと教職員も癒やされたい

んだろうなと思いながら、2回のイベントを開催した結果、皆さんに「癒やされた」とか「リラックス効果があった」とおっしゃっていただきました。さらに、期末試験の時期に近いタイミングでイベントを開催したので、一般の学生たちから「試験頑張ろうと思います」といった声が聞かれ、学習意欲の向上も示唆されたんです。

こうした研究の後、引き続き何か動物に関することがしたいと思いまして、2017年の10月から、本学では全学教育科目と呼んでいますが、いわゆる一般教養の科目として「人と動物の幸せな共生を考える」という授業を立ち上げました。これはですね、15回の授業でオムニバス形式になっています。15回、まずは動物野生動物以外の動物について考えるということで、展示動物や実験動物、伴侶動物について、今の日本で動物たちが置かれた現状についてその道の専門家の方にお話をしていただいて、じゃあどうすればより良くなるんだろうかということを考える授業を行ったんですね。

ちなみに、今お示ししているスライドはその授業「人と動物の幸せな共生を考える」の第1回目、オリエンテーションのときに使っているスライドです。授業の冒頭でこういう質問を学生たちにするんですね。「この授業の科目名は『人と動物の幸せな共生を考える』なんだけれども、『人と動物』というふうに並列されていることについて不思議に思う人はいませんか」と。そうすると、誰も手を挙げません。質問の背景について続けて説明するんですけども、我々人間というのは動物の一種ですよね。生物学的には動物の一種であり、その場合は「ヒト」とカタカナで表記されているよねと。本当は我々人間も動物なんだから、この「人と動物」で分けることは不自然、おかしいんだけれども、でもこの授業では「人とそれ以外の動物」を区別して話を進めますよ、と確認するところからスタートしています。

動物という大きな括りの中にいろんな種類の動物がいて、その中の一つが我々ヒトなんだけれども、地球上では、人間が上でそれ以外の動物たちが下に来ている。この図式は並列の関係ではありません。人間が上、それ以外の動物が下で、人間がやりたい放題やってしまっている世界になっているよね、というところから話をしていくような授業です。

この話をした理由は、本日の私の講演のタイトルも「ヒトと動物の共生」です。あえて「ヒト」とカタカナ表記にしていただいています。ということで、我々人間もあくまでも動物の一種なんだ、その動物と伴侶動物がどういうふうに幸せに共生できるのか考えたいということで、このような機会をいただいています。

この「人と動物の幸せな共生を考える」の授業では、特別養護老人ホーム「さくらの里 山科」の施設長さんにもご講演いただいています。実はこの講演をきっかけに、私が高齢者と伴侶動物の福祉というところでより研究を進めていきたいと思ったんです。「さくらの里山科」さんのお話は、今日の講演内容でもある「高齢者と伴侶動物の福祉」にもつながります。

その後、「高齢者と伴侶動物の福祉を連携させるサポートシステムの構築」という研究課題で再び科研費をいただき、2019年から2025年3月まで研究を行いました。本日後半の

話は、この研究で得られた知見についてお伝えしていきたいと思っております。

もう少し大学での取り組みについてお話をさせてください。2025 年 4 月から、また別の科目「人と動物の共生論」を開講しました。これはどうしてかと言いますと、高齢者と伴侶動物の研究を私がしているということをお知りになった公益社団法人日本愛玩動物協会の会長さんが関心を持ってくださって「一度お話しませんか」ということでお話の機会をいただいたんです。その際、「ぜひ横浜国大で、人と動物の共生論ということで一緒に授業をしましょう」ということになり、日本愛玩動物協会様からの寄附講座という形で、新しい授業を開講するに至りました。この授業の場合は、野生動物も含めて伴侶動物、畜産動物、展示動物、そして実験動物についていろんな視点から考えていくという、これもオムニバス形式の授業であります。

この授業の「動物と人との暮らしの関わり」というパートでは障害者の福祉が一つのキーワードとなっています。そこで日本補助犬協会の朴善子代表にご講義をいただきました。この朴善子さんとの出会いが、今日の講演にもつながっていると私は思っております。朴代表といろいろお話を重ねるうちに、補助犬について若い人たちにもっと知ってもらえたらいいよね、ということになりまして、とにかく授業をやってみようということで、2025 年度の秋学期、10 月からまた新しい授業を立ち上げました。その科目が「インクルーシブ社会のデザイン――人と犬が支え合う形」です。

この授業では、補助犬の役割、普及の課題について、日本国内、くわえて海外の事例を学生たちに伝えています。ただ、夏休み期間中に開講が決まったこともあり学生への周知が十分にできず、受講生の数はかなり限られてしまいましたが、一人一人が非常に深く学んでくれました。

期末レポートでは「これまでの授業内容を踏まえて、日本において、人と犬が支え合う形で実現するインクルーシブな社会を構築するために、どのような取り組みが必要だと考えますか」と尋ねてみました。受講生のほとんどが「補助犬＝盲導犬」のような認識で、盲導犬以外知らない状態でしたが、15 週間かけて朴代表やその他海外の方の取り組みの話を聞いて学んだ上で提出されたレポートのうち、今から 2 件について少しご紹介します。

ある学生さんはこういうふうに提案をしてくれました。少し長いですが、とてもいい内容ですので、読み上げさせていただきますね。

> 補助犬・支援犬の受け入れにはアレルギーや衛生面の不安から慎重な姿勢が多く見られますが、それは犬そのものへの拒否というより、公共の場に『想定外の存在』が入ることへの心理的抵抗に由来しています。社会全体が多様性を前提に関係や環境を整えるという心のバリアフリーを進める理念だけではなく、安心できる具体的な実践例を示すことが欠かせません。

この学生さんは、こうした問題意識を持ち、授業で学んだオーストラリアの事例を踏まえて、こんな提案をしてくれました。

> その一例として、裁判所でのファシリティドッグ導入が考えられます。裁判所は特に厳格な空間ですが、適切に管理された犬が問題なく機能する姿を示すことは、裁判員の心理的負担を和らげるだけでなく、衛生面や動線管理の面でも導入しやすい環境にあります。このような実績が積み重なれば、公共施設に犬がいることへの社会的抵抗は、制度設計次第で解消できるという認識が広がると考えられます。

こういう提案をレポートとして受け取ることができたんです。もう一つのレポートも、部分的に読み上げさせていただきますね。

> この講義を受けて、あらゆる補助犬やファシリティドッグには、ユーザーの方の心を癒やしたり、他の人とのコミュニケーションを促す役割があると感じた。国際調査の結果や、日本が世界で初めて、孤立・孤独問題に取り組む閣僚級ポストを設置したことから、今の日本では孤立・孤独が深刻な社会問題だと考えられる。これらを踏まえて、私は孤独を強く感じる人や社会的孤立にある人を支援する補助犬を導入するとよいと考える。

この学生さんは全 15 回の授業にはなかった内容で、次のような独自の提案をしてくれました。

> この補助犬は、孤独を感じる方の精神面のサポートを行い、他の人との交流を促すのに役立つ。その結果、孤立を感じる人を減らすだけではなく、犯罪や自殺の軽減、孤立死など、医療、福祉に関わる問題への効果も期待できる。課題があるとすれば補助犬を連れていることで孤立している人だと見られるのを恐れる可能性が考えられるが、専用ハーネス等をつけずに行動して、他の人からはペットのように見えるよう工夫することが解決策になると考える。

以上のように、15 回の授業を通して深く考えてくれる学生たちがいました。第 7 回の授業では、本日司会をされている森和宏先生にも、東京大学さんが行っている「教育ファシリティドッグ」の取り組みについてご講義をしていただきました。そのご縁も、今回の講演につながっていると思います。あらためまして、ありがとうございます。

2. 高齢者と伴侶動物の福祉を考える――研究の背景

さて、前置きが長くなってしまいましたが、横浜国立大学で行ってきた「人と動物の幸せな共生」にまつわる取り組み内容をご紹介させていただきました。ここからは本題の「高齢者と伴侶動物の福祉を考える」という内容に入っていきたいと思います。

国から助成金をいただいて実施した研究のタイトルをあらためて申し上げますと、「高齢者と伴侶動物の福祉を連携させるサポートシステムの構築」というものでございました。

日本は超高齢社会をひた進んでおりますけれども、この研究の目的としては、その我が国において高齢者が伴侶動物（今回はペットといたしましたけれども）、ペットとともに最期まで生き生きとした生活を続けていくためのサポートシステムのあり方を検討し、最終的に高齢者と伴侶動物両者の福祉が守られるサポート体制モデルを提案する、ということでこの研究を行ってまいりました。

「人と動物の幸せな共生を考える」という授業を通じて、ペットと一緒に入居できる特別養護老人ホーム「さくらの里 山科」さんからお話をうかがい、そこでさらに研究を続けたいと思ったと先ほどお伝えしましたけれども、それ以外に、この研究が必要だと思った背景をいくつかお示ししたいと思います。

まず、「2025 年問題」に触れたいと思います。去年がその年でしたが、どういう問題だったかということを軽くおさらいしておきますと、いわゆる団塊世代と呼ばれる方々が 75 歳以上になり、国民の約 5 人に 1 人を後期高齢者が占める中で、医療・福祉・雇用の問題が日本経済、社会に広く深刻な影響を及ぼすのではないかと懸念されていたということです。

高齢化社会では、できる限り最期まで多くの方が健康に暮らすということが大事ですよね。ところが、厚生労働省の示すデータによると、平均寿命は男性が 81.05 歳、女性が 87.09 歳と長生きで、世界でも類を見ない高齢社会ですが、健康寿命、つまり特に介助なしで 1 人で何でもできている、そういう健康な状態がどれくらい続いているのかというと、男性は 72.57 歳、女性は 75.45 歳で、この健康寿命と平均寿命の間にかなり差があることが課題となっています。男性は約 8 年、女性は約 12 年の開きがある。つまり寝たきりであったり、介助を受けたりしながらの生活が 7 年ないし 12 年続くのが、日本における平均的な状態だということです。ですから、お一人お一人のご高齢者が健康で生きがいに満ちた高齢期を過ごせるということは非常に重要です。

こうした中で、例えばお食事に気をつけるとか、運動するとか、いろいろ取り組みはあると思いますけれども、ペットの飼育もその一つとして考えられてきています。1970 年代頃から国内外でさまざまな研究者が調査をしておりまして、実はペットの飼育は高齢者の身体的、精神的、そして社会的な健康に多くの良い影響をもたらすと言われてきております。

東京都健康長寿医療センターの研究報告によれば、例えばフレイル（虚弱状態）予防であれば、特に犬を飼っていらっしゃるご高齢者の方がフレイルになるリスクが低いということですし、驚くべきは認知症の発症率の低下ですね。犬を飼育している群では、犬を飼育していない群と比べて認知症を発症する確率が 40%も低いと言われているんですね。

そして、やはり「犬」なんですよね。犬を飼っている飼育者はお散歩に行きますね。歩きます。運動します。そういったところで高齢者にとって犬の飼育は健康面で良いという結果が出ているということです。

続きまして精神面で良い点ですが、これについては精神的な安定が得られるという調査結果があります。ただし重要なのが、「ペットとの情緒的関係が親密である」ということなんです。ただペットを飼っているだけでは駄目で、親密な関係がご本人とペットとの間に構築されていればいるほど、抑うつ状態や孤立感が軽減されるという結果が出ています。

そして社会面では、特に犬を飼っているとお散歩で外に出ていきます。そうすることで、他の方との交流が始まる。高齢者の方が 1 人で歩いていてもなかなか声をかけづらい。でも、犬を連れていれば「かわいいですね」などと声をかけられたりする。そこから会話が始まっていきますので、そういった形で地域の人々、社会との交流が増えていくというところで良いんだと言われています。ただし、これもやはり「犬」での結果なんですね。

さらに介護費も半減するようです。東京都健康長寿医療センターが 2023 年に研究調査の結果を発表しまして、ペット非飼育者に比べて飼育者では、介護保険サービスの利用費が約半額に抑制されることが分かったそうです。これもペットの飼育によって飼育者に役割、責任感が生まれ、活発で規則正しい生活を送る中で、介護を受ける機会が減っていく。それでこうした研究結果が出ているわけなんですね。

さて、これまではペットを飼育している高齢者の方によっての良い面を紹介してきました。しかしながら、高齢者のペット飼育には明るい側面があるだけではないんですよね。今からいくつかご説明していきます。

まずは、ご自宅で生活することがままならなくなって施設に入る必要がある場合。この場合、泣く泣くペットを手放す高齢者はたくさんいらっしゃいます。もちろん、ご親族やご友人、保護団体さんにペットを預けられればいいんだけれども、預けられないケースもたくさんある。その場合、保健所や動物愛護センターといった行政の施設で引き取ってもらうことになります。その後譲渡してもらえればいいのですが、なかなか譲渡できないと殺処分になる。実際これまでたくさんそういったケースがありました。これでは高齢者の方も苦しいし、亡くなっていく、殺処分されていく動物たちもすごくつらいと思うんですよね。福祉が担保されていません。

一方で、ペットがいるからという理由で入院や、施設入居を拒む高齢者も実はたくさんい

らっしゃるんですね。そうしますと、人間の福祉が担保されない。施設に行けないから一人暮らしで何とか頑張るというのも、なかなか大変です。そしてそんな状況で飼われているペットも当然、適切なお世話が受けられませんから、ペット自身も守られない、良い状態では生きてはいけないということになります。

さらに、これも残念なことですが、高齢者による犬猫の多頭飼育崩壊も頻繁に発生しています。この場合、人間の福祉も動物福祉も守られていません。糞尿処理が適切にできず、衛生的によくない状況に陥ると周囲の方、近隣の方からもクレームが来てしまう。なかなか困難な状況です。こんなことも高齢者の方の問題として発生しています。

また、今や 15 歳未満の子どもの数よりも、飼育されている犬猫の数のほうが多いというのが日本の現状です。とはいえ犬と猫とでは若干状況が違っていて、犬の場合は飼育頭数は年々減っておりますけれども、猫に関しては横ばいです。それどころか、単身男性のうち 60 代から 70 代で猫の飼育率は上昇傾向にある。これは日本ペットフード協会が毎年行っている実態調査の直近のデータから言えます。独居高齢者おけるペット飼育の問題が多発していることを考えますと、こうした状況も看過できません。

最後の問題提起です。ご自身が亡くなり世話ができなくなったときのことを考えて、今飼っているペットを最後と考える高齢者、またはペット亡き後、新たに飼うことを諦める高齢者も少なくはありません。社会的にも、「高齢者になったらペットを飼うべきではない」という声、風当たりもありますよね。ただ、我が国には日本国憲法があって、憲法 13 条には幸福追求権が定められています。それを考えたときに、ペットと一緒に暮らす幸せを感じられないというのは、権利の実現という観点から問題があります。ですから、どうにかしてご高齢者、そして伴侶動物のいずれもが福祉を担保される方法はないかと、この研究を始めることにしたわけなんです。

3. 研究課題における問いと講演のねらい

この研究では二つの問いを立てました。一つが、長年家族の一員として生活をともにしてきたペットと高齢者が最後まで一緒に暮らすことができて、その間できるだけ心身ともに健康で、人も動物もともに生き生きと暮らすことができる社会を作るには、どのような取り組みが必要であろうか、ということ。

もう一つは、一度は飼うことを諦めたけれども、心豊かに穏やかに生きるためにパートナー（伴侶動物）を必要とする高齢者が再びペットと暮らすことが許される社会、それを「寛容な社会」と私は言いたいと思いますけれども、こんな社会を作ることは可能かという問いですね。「寛容な社会」とは「インクルーシブな社会」なんじゃないかなと、私は思ってい

ます。また後でこのことを述べさせていただきますね。

ということで、研究結果から先にお伝えしてしまうんですけれども、この5、6年間かけて行った研究の結果としてはですね、高齢者と伴侶動物が最後までともに暮らしてかつ、両者の福祉が守られるには「三つのサポート体制」がありえて、そのいずれかの体制に接続されていれば大丈夫なんじゃないか、ということが見出せたんです。

その三つのサポート体制というのは、一つ目が「在宅で地域やボランティア、有料サービスなど周囲のサポートを得ながらの終生飼養」ということです。二つ目が「ペットと一緒に入所できる高齢者施設への入居による終生飼養」、そして三つ目が「預かりという方法での終生飼養」ということです。以下では、この三つのサポート体制についてより詳しくご説明をしたいと思っております。

ということで、この講演のねらいを述べたいと思います。この講演は「ペットは高齢者にとってよいから、高齢者にもっとペットを飼ってもらうためにはどうしたらよいか？」ということを考える時間ではありません。一方で、「高齢者のペット飼育には問題が山積しているので、高齢者はペットを飼うべきではない」という主張に与するものでもありません。そうではなくて、「ペットと暮らしたいと望む高齢者に対して、それが実現できる温かい社会をつくるには、どのようにしたらよいのか」ということを皆様と一緒に考えていきたいと思っております。先ほどもお伝えしましたけども、それが実現できる温かい社会というのは、まさにインクルーシブな社会のことなんじゃないかなと思っている次第です。

インクルーシブな社会を考えるときに、「障害の個人モデル」と「障害の社会モデル」という考え方があります。ご存じの方も多いと思います。前者は、障害は個人にあるのであって、その個人側の工夫とか努力、治療などによって解決すべきものである、という考え方ですね。後者は障害者の権利に関する条約の中で提起されている考え方・モデルで、障害は社会が作り出しているのであって、社会の側の工夫とか努力、改革などによって解決するべきものである、という考え方ですよね。

例を出します。車椅子の方がいらっしゃって道を歩いていたところ、段差があって先に進めない場合、個人モデルで考えるならば、「この方は足が不自由で、車椅子で段差は通ることができない。これはもうしょうがないんだから、別のルートを使って行ってください」ということになってしまう。一方、社会モデルで考えるならば、「ここに段差があることがおかしいのであって、これをスロープに変えれば、この車椅子の方も先に進めますよね」と考え直すことができる。社会の側で、変えるべきところは変えていくことが重要だというのが、この「障害の社会モデル」という考え方です。

この考え方を、そのまま高齢者と伴侶動物との関係についても使うことができます。「高

齢になれば障害を持つことになるだろう」と考えること、すなわちだんだん体が衰えていくとか、不自由、不便さが増すことを、その方１人の悩みとして考えるのではなく、社会として何ができるのか。高齢者の方がペットと暮らしたいと思うならば、社会はどうそれを受け皿として提供することができるのか。このように、社会モデルを通して考えることが大事でしょう。

高齢者と伴侶動物の福祉を考えるためのキーワードは、災害時でも言われる「自助」、「共助」、そして「公助」です。「自助」というのは言わずもがなですけれども、個々の飼い主がペットに最低限の責任を持つ、ということですね。「共助」は、地域やボランティアの方々からのサポートを受けるということ、そして「公助」が人間、そして動物の福祉に関する行政からのサポートを得る、ということです。ただ、災害時もそうですが、まずは「自助」、自分で何ができるかを考えるというのが重要で、これは高齢者とペットの話でも同じだと思っています。

共助、公助に頼り切るのではなくて、ご自分でペットとの共生に対する覚悟を持つ必要があると私は思っております。自助に関しては、例えばペットの選択も、ご自身の体力や時間に見合った条件を考えるのは当然です。また、もし自分に何かあったときに引き取ってくれる方を探しておくということも当然必要だと思います。それ以外にもペットの預かりサービス、ペットホテルを探しておくといった工夫ができます。

ただし、経済的に余裕があればできるけども、なかなかそうできない、特に独居高齢者の方には難しいというケースもあります。そういう時に初めて、共助や公助が必要になるんですね。

4. 一つ目の柱：周囲のサポートを得ながらの終生飼養

さて、ここからはこの研究を通して見つけ出した「三つのサポート体制」のお話を具体的にお伝えしたいと思います。まず、「在宅で地域やボランティア、有料サービスなど周囲のサポートを得ながらの終生飼養」についてです。

私の研究では、全国の自治体の動物愛護管理部局に対するアンケート調査を行いました。全国 129 の都道府県・政令市・中核市にある、動物愛護センターや保健所といった動物愛護管理部局に対して、「高齢者からの犬猫の引き取り依頼状況」、「高齢者への犬猫の譲渡」、「高齢者のペット飼育問題に関する多機関連携の有無」などをうかがっています。この調査は、質問に対する回答もさることながら、各自治体からの自由記述が非常に参考になる、有益なものでありました。

例えばある自治体からの回答には、こんなことが書かれていました。

問題の背景にはペットの飼育に絡んださまざまな問題があり、これは「人」と「動物」に関わる別々の問題として対応していけば解決には繋がりません。解決のためには、多分野の関係者が連携をして、問題解決に向けた取り組みを進める必要がある。

本当にその通りなんですよね。多機関・多職種連携によって共助・公助の取り組みを進めることは非常に日本では重要になってきています。

そこで、どれだけ各自治体でこうした多機関連携が行われているか、この調査では質問しています。2022 年度の研究結果ですからやや古いですけれども、回答のあった 124 の自治体の中で、他の機関や部局と連携をしながら高齢者とペット問題について対応する恒常的な支援体制があると回答した自治体は 1 割に満たなかったんです。8.1%でした。一方で、「今後検討する」と回答した自治体は約 4 割ありました。

ただ、この調査では「恒常的な」支援体制について尋ねる一方で、恒常的ではないものの、「何かあったときに対応できるように事前合意はしていますか」とも尋ねており、そうすると少し数値が上がり、「しています」と答えたのが約 2 割に上昇しました。このような状況が 3 年前には分かっていました。何が言いたいかというと、日本の多くの自治体では、人の福祉の部局と動物の福祉の部局が連携をして、高齢者のペット問題に即座に対応できる体制にはほとんどなっていないということが定量的に明らかになったということです。

高齢者のペット飼育問題の第一発見者としておそらく最も多いのが、ケアマネジャーさんやヘルパーさんといった福祉・介護サービスの現場の方、もしくは親族の方だと思うんです。とはいえ、発見してもどこに連絡していいか分からないという現状がある。ペットの問題だから動物愛護管理行政に聞けばいいのか、もしくはご高齢者の問題だから福祉の行政なのか、もしくは社会福祉協議会なのか。どこかに問い合わせをしてみるものの、多くの場合、縦割り行政や個人情報保護の必要があり、相互に連携の取れていない役所から、「あそこに連絡してください」「ここに連絡してください」とたらい回しにされてしまうというのが日本社会の現状です。

しかし、多機関の連携があれば、どこの窓口に連絡をしたとしても、対策会議が行われ、役割分担によって必要なアクションが提供されますので、こうした連携は社会的に重要だと言えます。

そうした状況下で、非常に模範的なといいますか、モデルといえるような自治体があります。それが滋賀県にある甲賀市です。忍者でも有名ですから「コウガ」と読まれがちですが、正式な自治体名称は「コウカ」市です。甲賀市での取り組みを、「こうが人福祉・動物福祉協働会議」さんが以前講演されたときのスライドをお借りしてご説明したいと思っていま

す（この協働会議の名称については、「コウガ」の方が知名度が高いことから、あえて「こうが」と名付けられています)。

2024 年 12 月、研究成果を報告する場としてシンポジウムを行いました。その際に三つの柱、すなわち在宅での支援、高齢者施設に入居し直す、そして預かりという、三つの柱を代表される方々をお招きして講演をしていただきました。

そこで一つ目の柱、在宅をしながら最後まで終生飼養ができる事例について、甲賀市の田中ヒロヤさんという方にお越しいただいてご講演いただきましたので、そのお話を少し共有させていただきたいと思います。

まず、「こうが人福祉・動物福祉協働会議」の構成メンバーについて着目すると、必要なステークホルダーがほぼ全て揃っていることが分かります。いわゆる動物愛護センターを筆頭に、生活環境課、障がい福祉課といった人側の福祉を担当している部局が続きます。そして民間の社会福祉協議会があって、獣医師さんもいる。くわえて「NPO 法人 LOVE & PEACE Pray」という動物愛護団体、動物愛護推進員もいる。そんな会議体です。

この会議体は毎月の定例会です。毎月例えば第 4 水曜日などと決まっています。この会議体発足のきっかけとなった多頭飼育崩壊の問題が起きた 2017 年から毎月です。コロナ禍にあっても毎月集まり、意見交換・情報共有がなされていました。

協働会議には「他者を責めず、互いの得意分野を持ち寄り問題解決に協力する」というグラウンドルールがあります。こうしたルールがあるからこそ、重荷を感じずに、自分たちができる範囲で物事を進めてゆける、ゆるいつながりができているということなんですね。

行政の方は、例えば 2 年に 1 回のペースで定期的な異動があります。「構成メンバーが変われば、初めから話をしなければならず大変では」と思われるかもしれませんけれども、この会議が素晴らしい、有益な会議であることが周囲でも知られているために、引き継ぎや情報共有がスムーズになされる土壌ができているそうです。何か問題が起きて役所のどこかの窓口に相談があると、必ずこの協働会議に話が持ち込まれて、必要な対策がとられていくという体制がとられているんです。

もう一つ素晴らしいのは、この協働会議で養成している「こうがわんにゃんボランティア」です。高齢者の中には、動物が好きで元気なんだけれども、事情があって飼えないという方がいらっしゃいます。そういう方に、同じようにペットが飼えなくなった高齢者のペットのお世話、お手伝いをしてもらうボランティアを養成する取り組みがなされています。

もちろん高齢者の方だけではなくて、市民一般を対象としたボランティア養成で、「ボランティア 3 万人計画」を目標にしています。甲賀市の人口は 9 万人ですので、その 3 分の 1 がこうした形でボランティアになれば市民同士の助け合いも期待できます。このように、す

ごく地道に頑張っておられる自治体なんです。
協働会議では「ペットの緊急連絡カード」というものも作っています。緊急時にもすぐ発見できるよう、ペットを飼っている高齢者の方はこれを 1 人 1 枚携帯するといった取り組みもされています。

この会議の理念の素晴らしい点は、「動物の問題」に対応することだけを目的としているのではなく、「人も動物も幸せになれるゴール」を目指し、わきあいあいと緩やかな「共助」の形で活動しているというところなんですね。

ここまで、滋賀県の甲賀市という一つの自治体についてご紹介しました。まずは自助が前提、その上で自助では解決できなければ共助、公助がある。そして何よりも重要なのは早期発見・早期対応でございますので、甲賀市のように多機関・多職種連携により、即座に問題に対応できるようになる。この仕組みこそ、高齢者の方が伴侶動物と最期まで福祉を担保されて生活を送るため一つの体制ではないでしょうか。

5. 二つ目の柱：高齢者施設へのペットとの同伴入居による終生飼養

続きまして、二つ目の柱「ペットと一緒に入居できる高齢者施設への入居による終生飼養」についてご紹介します。
まずは現状について見てみましょう。「みんなの介護」という非常に有名な老人ホーム検索サイトで調べたところ、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、グループホームといった様々な高齢者施設が、日本には現在 5 万 8,955 あることが分かりました。このうち、ペットと一緒に入居できるのは 578 で、全体の 1%未満なんです。しかもこれらは大都市圏に集中していますから、同伴入居できる施設が都道府県や自治体の中で 1、2 軒もしくはゼロというところも実はありました。
要介護度や収入に応じて入居できる公的施設である特別養護老人ホームについては、ペットと同伴できる施設は国内ではおそらく 1 軒のみです。それがまさに神奈川県横須賀市にある「さくらの里 山科」で、横浜国大の授業「人と動物の幸せな共生を考える」で毎年ご講義いただいているところでもあります。
この特別養護老人ホームではどのような取り組みが行われているのか、ということについて、2 年前に行った公開シンポジウムでお話してくださった若山三千彦さんという施設長さんのパワーポイント資料をお借りしながら、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの「さくらの里 山科」さんは全 100 床の 4 階建ての建物で、入居者の居室は 2 階

から 4 階までです。そのうち 2 階のフロアだけがペットのユニット型で、犬と入居できるユニット、猫と入居できるユニットに分かれています。動物のアレルギーがあったり、動物が苦手だったりする高齢者の方が接触しないように、うまく住み分けができる構造になっているわけですね。

この施設では、ペットのお世話は職員の方が行っています。特別養護老人ホームは要介護の方が入居されますので、なかなかご自分でペットを飼育することが難しいわけです。ただ、「犬や猫の世話があると、より負担が大きいのでは」と思われるかもしれませんが、こちらの施設には、犬好き・猫好きのスタッフの方が多く勤務されているため、むしろ「犬や猫がいてくれることでストレスが軽減される」こともあるといいます。

こちらに同伴で入居した場合、別途お世話代は必要ありません。必要なのは実費のみで、餌代や消耗品代、あとは通院の場合の医療費が含まれます。

もしもご入居者様が先に亡くなられた場合、ご家族の方がそのペットを引き取るか、もしくは施設でそのまま終生飼養するかの二つの選択肢があります。後者の場合は実費にくわえて月 5,000 円のお世話代をご家族の方がお支払いすることになります。今のところ、施設での終生飼養がよく選ばれるといいますが、それは決して家族の方がペットを飼育したくないということではなくて、「そのペットの状態を見ていると、こちらの施設にお預けしたほうが幸せだろう」という判断があるからのようです。

こちらの施設には、入居者が持ち込まれたペット以外にも、元々は保護犬・保護猫だった「施設犬」「施設猫」も住んでいます。実は同伴入居を希望される方よりも、「再び犬や猫と暮らしたい」と思って入居される方のほうが多いのが現状なのだそうです。というのも、多くの入居者が 90 代前後で、例えば犬の場合は番犬として外で飼っていた習慣がありますので、「一緒に暮らす」という感覚がそもそもなく、同伴入居希望がそれほど多くはないといいます。

具体的な事例をご紹介します。80 歳の独居男性の例です。ポメラニアンを飼っていらったのですが、健康診断のときに末期癌が発見されて、余命半年の宣告を受けます。この方はどう決断されたかというと、「もう一切の延命治療もホスピスも嫌だ」と思い、「自分は余命いくばくもないのであれば、愛犬チロとの生活だけを望む」と決断されたんですね。そこから 3 ヶ月、体はどんどん弱っていかれる中でご家族の方がようやくこの「さくらの里 山科」を見つけられて、施設に入居されます。

入居当初は、少し歩けてはいたんですが、すぐに車椅子にはなられたそうです。しかしながら、この愛犬のチロちゃんと幸せに暮らしていた。そして、その後飼い犬との 10 ヶ月の生活をこの施設で送りました。「あれ？」って思いますでしょう。余命宣告 6 ヶ月と言われてそれから 3 ヶ月経った、つまり余命 3 ヶ月の段階で入居したんだけれども、結果的に 10 ヶ月生きられたんですね。やはり、愛犬チロちゃんと一緒に安心して施設で暮らせたという

のが鍵だったんだろうと思います。

この方は常々スタッフの方にこう言われていたそうです。「自分は最後に、愛犬チロに看取られながら死んでいきたいんだ」と。そのご希望通りに、愛犬のチロちゃんに看取られながら旅立たれたんですね。このように、悔いのない人生を終えることができたというケースがあります。

もうお一方、ご紹介します。80 歳の女性の方の事例です。この方は 3 歳のキャバリアを飼っていらっしゃいましたが、進行性核上性麻痺という、関節が動かなくなっていく難病を患っていました。

歩行が困難な状況で、愛犬のナナちゃんとの 2 人暮らし（1 人と 1 匹）をしていたところ、ご家族の方は施設入居を勧めていました。しかし「愛犬と別れては暮らしたくない」ということで、ずっとホームへの入居を拒否し続けていたんですね。ご家族の方がようやくこの「さくらの里 山科」を見つけられて、入居を決められます。そしてこの施設の中でリハビリをすることになります。

入居前は、関節が動かなくなっていくのでリハビリがとても痛かったそうなんですね。だからご自宅ではなかなかリハビリが進まなかった。もう這うような状態だったところ、「新しい施設に来て、ナナちゃんと最期まで暮らせるんであれば」ということで入所することになり、結果的につらいリハビリも頑張れるようになったわけなんですね。このナナちゃんを車椅子に乗せて、施設の廊下でそれを押して歩くというリハビリを続けた結果、歩行能力が回復して少しずつ回復したのだそうです。

生活の意欲が向上していきますから、どんどん食欲も出てきて健康になった。主治医が「この病気でここまでお元気な方は見たことがありません」と驚くほどに、お元気な状態で 3 年半過ごされ、ナナちゃんに看取られて亡くなります。その後、ナナちゃんはこのホームでお世話をされて、2 年後に亡くなりました。こんな形で非常に幸せな最期を、ペットとともに入居することで遂げられたんですよね。

あともう一つだけ、事例を紹介させてください。次の事例は、ご自分のではない別のペットとの暮らしを開始した 90 歳（当時）の方の事例です。

重度の認知症で、ご家族の名前も顔も分からないし発語もないという状態でした。そこで息子さんが、動物が大好きで、幼い頃から犬を飼われていたお母様のために「さくらの里 山科」さんを見つけ、施設入居が決まりました。元々、発語が全くないという状態でしたが、施設に入るとある犬（「文福」という名前ですが）に「ポチ」と呼びかけるようになったんです。久しぶりの発話でした。

「ポチ」と呼びかけ始めて数週間経つと、この犬が「文福」であると認知できるようになり、「文福」と呼び始めます。さらにその数週間後、施設を訪問した息子さんに対して、その息子さんの名前を呼びかけ、息子さんは思わず号泣されたそうです。「まさか今後母親に自分の名前を呼ばれるなんて思ってもみなかったのに、こうして今自分の名前が呼ばれている」と。こんな形で、会話が再びできるようになったということなんですね

医療者は「認知症は改善する」とは簡単には言えませんが、実はこうした事例がこの施設では起こっている。こうしてペットと一緒に入居して最期まで生活していくことで、非常に幸せな人生、そして伴侶動物たちの生活も守られるというケースがあります。だからこうした施設がどんどん増えればいいなと思っています。

6. 三つ目の柱：預かりによる終生飼養

最後に、「預かり」という方法での終生飼養のお話をします。多くの動物愛護センター、動物愛護団体では、年齢が 60 歳ないしは 65 歳以上の方には犬や猫を譲渡しないことにしています。全国の自治体へのアンケート調査でも「犬猫の譲渡に関して年齢の上限を設けていますか」とお尋ねしたところ、6 割以上の自治体が年齢上限を設けており、概ね 65 歳ないし 60 歳に設定していました。とはいえ、「もしも誰か後見人がいるのであれば、譲渡を検討してもよい」と、条件を付け加えている自治体が実は多かったです。

逆に「年齢制限は設けていません」という自治体が 4 割でしたが、「ご高齢の方もペットとの暮らしを望まれています。その気持ちを年齢で制限することは好ましくないと考えます」と述べつつ、例えば「65 歳以上の方が譲渡申請する場合には、本県ではご本人がお世話できなくなったときに代わりに飼ってもらう方がいらっしゃれば譲渡しています」としている。つまり、年齢制限があってもなくても、十分にお世話できる、次に引き継ぐ方がいらっしゃれば譲渡できると考える自治体がほとんどだということです。

各自治体としても何とかしたいと思ってはいる。例えば「世話ができなくなった場合に、1 頭ずつ引き取り次の飼い主への橋渡しができるシステムがあればよいと思います」と回答してくれた自治体もありますが、税金を使った事業としての実施は難しいと思います。

したがってやはり、民間の頑張りが必要なわけです。そこで、ペットが好きな高齢者に保護犬、保護猫との暮らしを提供する NPO 法人があります。例えば、犬の場合は名古屋にある「NPO 法人 DOG DUCA」さん、猫の場合は北海道の「猫と人を繋ぐ ツキネコ北海道」さんというところがあります。

犬の場合は、高齢の飼い主の方が亡くなった場合に一旦 DOG DUCA さんが引き取り、そして新たにこの犬をお世話をしてくださる高齢者の方とマッチングさせます。もしその新しい飼い主さんに何かあった場合は、DOG DUCA さんが引き取って終生飼養する。ただし、愛知県内の方に限定されています。

ツキネコ北海道さんの場合（今からお示しするスライドも、先述のシンポジウムでご登壇いただいたツキネコ北海道さんの代表の方のスライドになります）も同じように、「高齢者の方でペットを飼いたいけれども差し控えている」という方に対して、高齢や障害を理由に譲渡先の見つかりにくい猫を中心に、預かりという形で飼っていただくという取り組みを

しています。これは、飼い主に何かあるときまで預かってもらうという仕組みですので、飼えなくなればツキネコ北海道さんが引き取る。所有権がツキネコ北海道さんにあるままで、制度が運営されているんですね。この「永年預かり制度」は、日本全国を対象範囲としています。

このシステムのメリットは「三方よし」である点です。つまり、また猫と暮らしたいというシニア世代にとって、それが実現できるということ、そして保護猫にとっても、ずっとシェルターの中で他の猫たちと暮らすのではなくて、温かい家庭でずっと過ごせるということ、そして保護団体さんにとっても、1 匹でも多く譲渡（というか預かり）ができますし、預かっていただいた分、空きができますから、新しい猫を保護することができるということで、三方にとってメリットがあるということです。とはいえ、この仕組みは全国的にはまだ広がっていませんので、ぜひ動物愛護団体の方などにご検討いただけたら素晴らしいんじゃないかと思っております。

まとめです。私の研究を通して「三つのサポート体制」のどれかにつながることができれば、ご高齢者と伴侶動物が最期まで一緒に暮らせて、かつ、両者の福祉が担保できるのではないかというお話をさせていただきました。

ただ、この高齢者と伴侶動物を取り巻く問題は、動物の側ではなくて全て「人間側」の問題なんですよね。ですから、人が変わり、社会のシステムが変わってうまく連動していけば、ご高齢者と伴侶動物両者の福祉が守られて豊かな共生ができると私は信じております。

特に今、少子高齢化、核家族化を背景として、地域社会のつながりがますます希薄になっています。だからこそ、社会におけるつながりが大事だと思っていて、これまで述べてきた「地域共生社会」を全国津々浦々に広めて、高齢者とペット、そしてそれをサポートしていく皆様で、全員が心豊かに、いのち輝く、まさにインクルーシブな社会を築いていけたらなと思っております。

ご清聴いただきましてありがとうございました。

人と動物の関係学から考えるインクルーシブな共生社会
―ペットロスと補助犬を手掛かりに―
（インクルーシブな未来創造社会連携講座　第５回公開講座）

講師：新島典子さん（ヤマザキ動物看護大学）
日時：2026 年 3 月 20 日 13:00-15:00

1. 講演の趣旨と背景

本講演では、人と動物の関係学（Human-Animal Studies）の視点からペットロスと身体障害者補助犬を題材として、人と動物との関係をめぐる現代社会の課題とインクルーシブな社会のあり方について報告がなされた。

近年、ペットは家族や伴侶として位置づけられる一方、補助犬は障害のある人の自立や社会参加を支える重要な存在として社会的役割を担っている。しかし、そのような人と動物との関係は必ずしも十分に理解されているとはいえず、制度や文化、社会的認識との間にさまざまな課題が存在することが指摘された。

2. 人と動物の関係学の視点

講演では、まず人と動物の関係学の基本的な考え方について紹介された。人と動物との関係は、家庭という場にとどまらず、福祉、医療、教育、地域社会、法制度など、社会のさまざまな場面と関わっていることが説明された。

また、動物は歴史的には労働や生産に関わる存在として位置づけられてきたが、近年では家族や伴侶として暮らす動物が増え、さらに医療や福祉、教育などの分野でも重要な役割を果たすようになっていることが紹介された。このような社会の変化を踏まえ、人と動物との関係を社会的・文化的な文脈のなかで捉える視点の重要性が示された。

3. ペットロスをめぐる課題

続いて、ペットロスについて、さまざまな事例を交えながら紹介された。ペットとの別れは死亡だけではなく、災害、入院、施設入所、転居などによる離別も含まれ、飼い主に大きな心理的・社会的影響を及ぼすことがある。

また、高齢者、子ども、単身世帯など、それぞれのライフステージによって経験の様相は異なるものの、ペットとの別れが生活や人間関係に及ぼす影響は決して小さくないことが説明された。一方で、こうした悲しみは周囲から十分な理解を得られない場合もあり、適切な支援や社会的理解の必要性が指摘された。

さらに、ペット葬儀、納骨、手元供養など近年多様化している供養の実践も紹介され、人

と動物との関係の変化が供養文化にも反映されていることが説明された。

4. 補助犬をめぐる課題

後半では、身体障害者補助犬について取り上げられた。補助犬は盲導犬、介助犬、聴導犬からなり、障害のある人の日常生活や社会参加を支える重要な存在である。

身体障害者補助犬法により受け入れ義務が定められているにもかかわらず、飲食店、医療機関、宿泊施設などにおいて同伴を断られる事例が現在もみられることが紹介された。その背景には、制度への理解不足や衛生面への懸念、対応経験の不足など、複数の要因が存在することが示された。

また、障害者差別解消法における合理的配慮の考え方についても説明され、一律に受け入れを拒否するのではなく、利用者との建設的な対話を通して、状況に応じた対応を検討することの重要性が述べられた。

5. インクルーシブな社会に向けて

講演全体を通して、人と動物との関係をめぐる課題は、当事者個人だけの問題ではなく、制度、文化、地域社会、人々の理解など、さまざまな社会的条件と関わっていることが示された。

ペットロスと補助犬という異なるテーマを手掛かりとして、人と動物との関係について社会全体で考えることの重要性が提起された。また、多様な人と動物との関わりを尊重し、人と動物の双方の福祉を視野に入れながら、教育や普及啓発、関係機関の連携を進めることの重要性が示された。講演は、こうした関係を社会の中でどのように支えていくべきか、多面的な視点から考える機会となった。

シンポジウムの記録

中学校・高校現場での支援犬介在の可能性と課題

2026 年 3 月 28 日（土）、東京大学教育学部附属中等教育学校（総合教育棟 4 階 多目的教室）において、シンポジウム「中学校・高校現場での支援犬介在の可能性と課題」が開催されました（主催：東京大学教育学部附属中等教育学校／共催：日本補助犬協会「補助犬フォーラム」・インクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）・バリアフリー教育開発研究センター）。

会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で実施され、教育関係者・福祉関係者・在校生・保護者・一般市民など幅広い立場の参加者 60 名ほどが集いました。

東京大学教育学研究科と日本補助犬協会が 2024 年 10 月に立ち上げたインクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）プロジェクトでは、支援犬・補助犬を学校の「当たり前の一員」として迎え入れる「スクールドッグプログラム」を実施しています。このプログラムの開始から約 1 年を迎えたタイミングで、その成果と課題を広く共有し、教育支援犬が学校の文化や環境にもたらす可能性をあらためて問い直す場として、今回のシンポジウムが設けられました。



画像は、当日の会場の様子。真ん中でマイクを持って立っているのが日本補助犬協会の朴善子さん。
朴さんの右に立っているのが、司会を務めたバリアフリー教育開発研究センターの日隈脩一郎さん。
情報保障として、会場・オンラインの両方でリアルタイム字幕と手話通訳を提供した。

SHIFT プロジェクトとは？

シンポジウムは、バリアフリー教育開発研究センターの星加良司さんの SHIFT プロジェクトの趣旨説明から始まりました。

このプロジェクトの出発点には、現代社会への根本的な問いかけがあります。私たちの社会は、人と人とが関わり合うものとして設計されています。ルールも制度も価値観も、その前提の上に成り立っています。しかし実際には、犬をはじめとする動物たちも、人と深く関わりながら社会の中に存在しています。「動物も社会の一員である」という視点を加えたとき、これまでの社会のあり方はどう変わりうるのでしょうか。SHIFT はその問いに向き合うプロジェクトです。

特に星加さんが強調したのは、犬が「言葉を使わない存在」であるという点です。人が犬と関わるとき、言語によるコミュニケーションだけでなく、身体的な接触や情緒的なつながりを通じた多様な回路が自然に働きます。また、それぞれにできること・できないことが明確に現れる関係でもあります。そこでは、できないことを無理に克服させようとするのではなく、それぞれの違いを受け入れながら関係を築いていくことが、ごく自然に求められます。

こうした人と犬の関わりの中で「当たり前に起こること」が、実は人と人との関係を考えるうえでも重要な視点になるのではないか、と星加さんは問いかけました。



画像は、バリアフリー教育開発研究センターの森和宏さんの発表風景。
森さんの足元で横たわっているのは、補助犬のアイボリー

続いて、バリアフリー教育開発研究センターの森和宏さんから、スクールドッグプログラムのこれまでの活動報告がありました。

森さんはまず、「動物のことも支援犬のことも、実は全く専門外です」と率直に明かしました。普段は教育に関する歴史研究を専門とする森さんがこのプロジェクトに関わることになったのは、インクルーシブ教育や障害のある子どもたちの教育に長年関心を持ち続けてきた延長線上に、「支援犬が学校に参加していく」という取り組みとの接点を見いだしたからだといいます。

そして、「誰にも言わずひっそりと隠していたんですが、実は僕は元々犬がすごく苦手でして」と告白しました。普段から「多様性が大事だ」と語りながら、自分自身が知らないものに対して距離を置いていた。その矛盾に改めて気づかされたそうです。プログラムに関わって約1年が経った今では「だいぶコミュニケーションが取れるようになった」とのことです。その意味で、森さん自身もこのプロジェクトを通して変化を経験した「当事者」の一人だといえます。

東大附属への訪問——1年間の活動記録

この1年間、スクールドッグプログラムが最も力を入れてきたのが東大附属への定期訪問です。試験期間や長期休暇を除いた週1回のペースで、2頭の支援犬が学校を訪問しました。今年度の訪問は10〜20回ほど。そのうち8割ほどに森さん自身も同行しました。訪問の形式はおもに3種類で、昼休みに図書室や和室で生徒と触れ合う「ふれあいの時間」、校舎をひと回りしながら生徒と交流する「ラウンド」、そして授業中の教室に短時間立ち寄る「教室訪問」でした。

研究の目的——「社会的効果」をどう捉えるか

プログラムの研究目的は、「支援犬が教育現場の文化やコミュニケーションのあり方に与える効果を分析し、社会的公正教育への展開につなげていく」ことにあります。端的に言えば、「犬が学校に参加することで、学校の文化や実践がどう変わっていくかを知りたい」ということです。さらに、学校が変わっていくことが、多様な子どもたちにとって安心して過ごせる場所づくりにどうつながるのか。そこまでを問い続けることが、SHIFTプロジェクトの根底にあります。

動物介在の効果について、先行研究では一般に「身体的効果」「心理的効果」「社会的効果」の3種類が挙げられます。身体的効果は血圧やホルモン値への影響、心理的効果は不安の軽減や自尊感情の高まりなどで、比較的イメージしやすいものです。一方、森さんがとくに問題提起したのが「社会的効果」です。

先行研究を読み込んでいくと、社会的効果の中身は非常に幅広く、「対人関係の促進」「社会参画」「集団の雰囲気の改善」「ソーシャルスキルの向上」など、さまざまなことが含まれています。しかしそれらの間に共通した定義はなく、「人と人との関係や集団に関することを、大づかみに社会的効果と呼んでいる」ところがあります。とくに日本の研究ではこの点が曖昧なままにされがちだ、と森さんは指摘します。他方、海外の研究では「適応的な行動の増加」や「非適応的な行動の減少」といった形でよりクリアに整理されているそうです。それでも「社会的効果における『社会』とはいったい何を意味するのか」という問いは、まだ十分に掘り下げられているとは言えない状況のようです。

「学校への適応」という目標を問い直す

また、先行研究では「犬の介在は子どもの学校適応をサポートする」という社会的効果が広く語られてきました。しかしそもそも、「学校への適応」を目標として掲げてよいのでしょうか。

「子どもが学校に適応することが悪い」と言いたいわけではない、と森さんは断ります。問題は、「学校への適応」を目標にした途端、既存の学校文化や慣行が「当たり前のもの」として固定されてしまい、個人がそこに合わせていくことだけが求められやすくなる点です。

とりわけ日本の学校においては、この問題が深刻です。「一斉共同体主義」「同質性」「同調圧力」といった日本の学校文化の特徴はよく知られたものですが、そこに「適応できてよかったね」と言うことへの違和感を、森さんは率直に示しました。

この文脈で森さんが参照するのが、バリアフリー教育開発研究センターの研究の核心にある「障害の社会モデル」という考え方です。社会的に解決されるべき問題が個人に帰責されてしまう。その構造への抵抗として生まれたのが社会モデルの視点です。この視点をもっと早くからプログラムに打ち出すべきだったという自省も、率直に口にしました。

結論として強調されたのは、「個人が変わることと、学校文化が変わることの両方を同時に追求しなければならない」という点です。学校の側が変わらないまま、子どもたちがどう適応するかだけを考えるのでは不十分です。そして学校文化を変えるためには、外部から支援犬を連れてくるだけでなく、生徒自身がプログラムの主役として関わっていくことが不可欠です。これまでの訪問では、どうしても生徒や教員が「受け手」の立場になりがちだったといいます。それを次年度に向けた課題の一つとして挙げてくれました。

現場で見えてきたこと

報告では、実際の訪問を通じて、森さんの印象に残った場面も紹介されました。「犬が来てくれることが、東大附属に入って一番良かったことだ」と、先生がいない場でこっそり話してくれた生徒がいたこと。犬が好きなわけではなさそうな子でも、なぜか嬉しそうにしている様子が観察されること。予鈴が鳴っても教室に戻りたがらず、ギリギリまでふれあいの場に残る子たちもいること。

社会的効果の「萌芽」として特に印象的だったのは、普段ならまず交流しないような生徒同士が犬を囲んで会話している光景でした。中高一貫校である東大附属には中 1 から高 3 まで様々な学年の生徒がいますが、部活動などの接点がなければなかなか交わることはありません。それが犬を介することで、「はじめまして」の関係から自然に会話が生まれていたといいます。「実は犬を飼ってるんですよ」「あの先生、本当は犬が好きなんだね」など、たわいないやり取りかもしれないけれど、普段の学校生活ではなかなか生まれにくいコミュニケーションが確かに生じていたそうです。

動物と関わることによる学び——浅い「思いやり」論への警戒

森さんはさらに、「動物と関わることによる学び」という次元についてもお話ししてくれました。欧米では動物介在が「既存の教育をサポートするもの」として位置づけられる傾向が強い一方、日本では「動物と触れ合うことで直接的に何かを学ぶ」という発想が根付いてきた経緯があります。

ここで森さんが問題にしたのが、「思いやりや共感性が育ちます」という語りの短絡さです。「今の子どもたちは心身の発育が危機的な状態にあり、動物と関わることで共感性が育まれる」——こうした言説は広く流通していますが、根拠は薄く、学術的には誤りに近いのではないかということです。動物との関わりを通じた学びが確かにあることは間違いないものの、それを「思いやり」という一言で片付けることには違肩感がある、というのが森さんの立場です。

また、東大附属ならではの強みとして森さんが挙げたのが「探究学習」です。生徒が主体的に問いを立て、深く掘り下げていく探究の文化は東大附属の核心にあります。犬との関わりからどんな学びが生まれるのかを、その探究の枠組みの中でより深く問い直していく可能性が、この学校にはあるはずです。そのためには、一部の関心のある生徒が自発的に深めるだけでなく、学級・学年全体に向けた学びの機会を先に設けることが必要であり、その点での情報発信や知見提供が大学・補助犬協会の側で不十分だったことも、率直に認めました。

次年度への課題

最後に森さんは、「単に犬が来るというだけでは足りない。学校文化全体が変わること、そして犬との関わりを通じて何らかの学びにつながっていくことが大切です」と述べました。そのための当面の課題として、訪問回数を増やすこと、生徒・教員の声を積極的に集めること、そして大学・補助犬協会側からの知見の提供を強化することの三点を挙げてくれました。



画像は日本補助犬協会の朴善子さんの発表風景

次に、日本補助犬協会の朴善子さんから報告がありました。朴さんはまず会場に向けて、「犬が苦手な方やアレルギーのある方はいらっしゃいますか」と確認しました。この問いかけ自体が、後の発表の重要なテーマにつながっていきます。

犬が好きな人には、理屈抜きに効果がある

朴さんは冒頭、率直にこう述べました。「犬が介在するプログラムは、理屈抜きに、犬が好きな人・興味のある人にとっては効果があります」。

その実例として紹介されたのが、日本補助犬協会の訓練センター近くにある県立高校での取り組みです。盲導犬ユーザーでもある協会スタッフが、毎朝の散歩コースとして高校前を通るようになり、やがて先生方と挨拶を交わすようになりました。始まってまだ1か月ほどですが、すでに変化が生まれているといいます。最初は「なんで犬がいるの？」という反応だった生徒たちが、次第に自分から近づいてくるようになるそうです。ハンドラーが「おはよう」と声をかけ、先生も加わって「おはようございます」と挨拶すると、いつしか生徒たちの挨拶の声が増え、大きくなっていく様子が見られたといいます。「楽しみができるんですよね」と朴さん。犬が好きな子どもたちにとっては、登校意欲・学習意欲を高めるというスクールドッグの効果が非常に早く、目に見える形で現れます。

ただ、「組織が変わる、学校が変わる、地域が変わる、となると、もう一歩踏み込まないと難しい」と朴さんは続けます。効果があることと、それが仕組みとして根付くこととは、別の話なのです。

「犬が来る学校」から「犬がいる学校」へ

朴さんが次に説明したのは、日本と海外の根本的な違いです。海外では、障害のある子どもが補助犬と一緒に学校に登校することが当たり前の環境があります。たとえば発達障害のある子がオーティズム・アシスタンスドッグ（自閉症支援犬）と一緒に通学するケースも珍しくありません。一方、日本は犬の社会参加が制限されている国であり、そもそも学校に犬がいること自体、まだ慣れ親しまれていません。だからこそ最初は「訪問」という形から始めるのが現実的だ、と朴さんはいいます。多様な人たちが一緒にやっていくには、時間が必要だからです。

東大附属への訪問を始めて約1年。「これから次のフェーズが始まります」、と朴さんは続けます。そのフェーズとは、「犬が来る学校」から「犬がいる学校」への転換です。

なぜなら、このプログラムが目指しているのは、犬と「ともに時間を過ごす」という体験だからです。犬が退屈していたり、歩き出したり、おとなしい犬もいれば、おてんばな犬もいる。そうした犬の非言語のサインを観察し、それに合わせて自分の行動を変えていく。他者の様子を見ながら、一方的ではなく相互に関わっていく経験をしてほしい。「犬のことを理解する」というよりも、人と異なる存在と時間を共にした体験そのものが、将来さまざまな社会的場面での糧になっていくのではないか、と朴さんは指摘しました。

大船の「ワンワンパトロール」の事例が示すもの

そうした転換を可能にする仕組みづくりのヒントとして、朴さんはここで、神奈川県の大船地区の事例を紹介します。この地区では、警察署が犬の散歩をする人に黄色い腕章を

配る「ワンワンパトロール」という取り組みをしています。犬の散歩が多い地域は防犯率が低いというデータに着目し、散歩という日常的な行為を地域の見守り活動として位置づけたのです。

朴さんがこの例で示したかったのは、「一対一の関係」が「仕組み」によってより大きな力に変わりうる可能性です。散歩で出会った飼い主同士は、名字も知らない同志です。それでも「こんにちは」「かわいいですね」と声をかけ合い、立ち話をします。その一対一の出会いが、行政の仕組みと組み合わさることで、犬が好きではない人にも「この地域は安全だ」という安心感をもたらし、コミュニティ全体への広がりを持つようになります。

朴さんはこのモデルをスクールドッグに重ねて次のようにいいます。「授業でなくてもよいから、学校生活のどこかに教育支援犬のプログラムを位置づけてほしい」。仕組みに組み込むことで、個々の出会いの積み重ねを学校文化の変革につなげていけるはずです。

スクールドッグ導入の三段階

そのためのプロセスを、朴さんは3段階に整理して説明しました。

第一段階：存在を知ってもらう

これについては、「1年かけてうまくいっている」と朴さんは評価します。犬がマントをつけて訪問し、先生方がポスターを貼り、「今日は犬が来る日です」とスケジュールを掲示してくれる。生徒たちが「うちの学校には犬が来ている」と認識するようになった段階は、着実に達成されつつあるといいます。

第二段階：役割を与える

次のステップは、犬に明確な「役割」を持たせることです。具体的には、登下校時の出迎えと見守り、保健室や特定の部屋での心理的サポート、そして図書室などでの触れ合いによるコミュニケーション支援などです。現在は主にコミュニケーションの場での触れ合いが中心ですが、これからは役割を多様化していく必要があります。

注目すべきは、役割に応じた犬のマッチングという視点です。登下校の出迎えには、大勢の生徒が一気に押し寄せても動じずに尻尾を振り続けられる犬が向いています。心理的サポートには落ち着いた性格のアイボリーが適しています。コミュニケーションには、おおらかな性格のアリエルのような犬が合っています。犬それぞれの個性を活かして役割を割り振っていくことが大切です。

第三段階：仕組みに組み込む（制度化）

「これが一番難しい」と朴さんが強調したのが、第三段階です。犬が来て帰るだけでなく、授業・探究課題・学校行事など学校の既存の枠組みの中にプログラムを位置づけること。この段階が実現したとき、プログラムの主体は外部団体である日本補助犬協会から、学校へと移っていきます。

現在すでに、東大附属の先生方 7 名がハンドリング研修を修了しています。次のステップとして朴さんが期待するのは、生徒自身がハンドリングを学び、プログラムの企画・運営に主体的に関わっていくことです。「犬を飼えないけどハンドリングを練習してみたい」という生徒を募るところから始めてもいいし、授業への参加の仕方やハンドリングを誰が担うかを生徒主導で考えていくといった展開を、朴さんは期待しています。

「仕組み化」という山を越えれば…

最後に朴さんはこう強調しました。「犬の社会参加が制限されている日本では、仕組みに組み込むことが一番難しい。これは山です」。しかしその山を乗り越えさえすれば、「いろんな生徒が主体になり、いろんな風景が見えてくるはずです」。

「犬が来る学校」から「犬がいる学校」へ。その転換を実現するための鍵は、個々の出会いを積み重ねながら、それを仕組みとして学校の日常に埋め込んでいくことにある。朴さんの発表は、現場の最前線に立つ実践者として、具体的なロードマップを示すものでした。

続いて、受け入れ側である東京大学教育学部附属中等教育学校の淺香副校長から、学校現場の視点からの報告がありました。淺香さんは、今年の 4 月からこのプログラムの担当者として関わってきました。

「アサーティブに発信する力」――プログラムが育むもの

淺香さんは、この間、犬アレルギーのある生徒がいないか確認しながらプログラムを進めてきた、と受け入れ側としてリスクを認識していることを率直に話しました。その経験の中で最も大切だと感じるようになったのが、「自分の状態をアサーティブに発信する力」です。

学力の向上、登校意欲、癒しなど、スクールドッグプログラムにはさまざまな効果が期待されていますが、淺香さんが現場で感じたのはそれ以上に本質的な何かでした。他者をただ受け入れるだけでなく、自分自身のニーズや状態を相手に伝えられること。この力を身につける機会として、このプログラムはとても意味があるといいます。

その背景にあるのが、ある具体的な出来事です。支援犬が教室に入ってきたとき、アレルギーアンケートに未回答だった生徒が一人いました。周りの子はみんな犬が好き。犬がせっかく来てくれたのに、今さら「無理です」とは言えない。そう思って我慢し続けたところ、だんだん息ができなくなり、授業担当者が気づいて対処する、という事態になったのです。

この出来事が、淺香さんに重要な気づきをもたらします。「ごめんなさい、犬アレルギーがあるので、席を移動していいですか？」という一言を自然にいえる雰囲気を、学校が作らなければならない。そして子どもたち自身も、そう発信できる力を身につけていかなければならない。「犬が苦手なのは気の毒だ。やさしくない」という空気があってはいけない。苦手だといったときに「そうなんだね」と受け入れてもらえる文化がなければ、犬と人が共に生きていける社会は作れないのではないか、と淺香さんは問いかけました。

犬が生み出す「居場所」

森さんからも報告があったように、支援犬がいることで、東大附属では、これまで接点のなかった生徒同士が犬を介して自然に会話をする姿や、ふれあいの場が教室に居づらさを感じている子にとって「居場所」になっているケースなどが見られるようになっています。淺香さんも、「昼休みに誰とご飯を食べたらいいのか分からない」という子が、犬のいる場所に来ることで、ほっと息をつけるような光景が生まれていると述べます。

在校生からの声

会場に来ていた在校生３名からも率直な声を届けてくれました。

４年生のＫさんは、今日の発表を聞いて初めて、プログラムに「ちゃんとした理由」があることを知ったと言います。これまでは「かわいいな」と思っていただけだったが、森さんの発表を聞いて社会的な効果があると理解し、そのことを他の生徒にも伝えていけば、朴さんのいった仕組み作りにつながるのではないかと話してくれました。

５年生のＡさんは、「犬と人間が最適に共生するためには」というテーマで卒業研究に取り組んでいます。動物介在教育の本質は「単に犬が学校にいる」ことではなく、「日常的に自然にともに過ごす」ことにある。しかし今の東大附属では、「私たちが会いに行かないと、あまり犬と会えない」状況にあり、それは共生とはいえないと感じていると率直に語ってくれました。生徒・保護者・学校という三者以上が理解を深め合っていくことで「もっとできることがあると感じる。卒業までの残り１年以内に、この取り組みをさらに良くしたい」と述べました。

4年生のMさんは、これまで教育支援犬と直接触れ合う機会があまりなかったと打ち明けました。今日のシンポジウムで初めてプログラムの経緯を知れたことが嬉しかったといい、「東大附属の学校文化として生徒が主体的であることを大事にしているからこそ、学校文化を変えるためには生徒の理解が重要だと感じた。生徒がもっと関われる取り組みを作っていきたい」と話しました。

同じく4年のEさんも、触れ合う機会の少なさを感じていた一人です。「でも、教室に犬が来たとき、クラスメイトの雰囲気がすごく良くなった。明るくて和やかになったのがとても印象的でした」と話してくれました。また「（教室に）入らないでね」の札があるクラスの生徒は自分から図書室に行かないと触れられないので、そうした生徒がもっと犬と関われる機会を文化祭などの場でつくれないかと提案しました。

「いるんだね」という日常が、共生の始まり

この1年間の活動を通して、東大附属では、頻繁に触れ合えているわけではないけれど、犬が学校のどこかにいることが当たり前になっている状況にあるようです。淺香さんも、最初のうちは「犬だ！　かわいい、かわいい」という反応だったのが、やがて「いつもの子（犬）いるね」という状態になっていってはじめて共生といえるのではないか、と述べます。

現在、東大附属は校舎のリノベーション中で、生徒と支援犬がいる空間が分断されてしまっており、なかなか頻繁に会えない状況が続いています。リノベーションが終わった暁には、犬が学校のいろんな場所に当たり前にいて、「犬が怪我しないように気をつけてあげよう」とごく自然に思えるようになってほしい。そんな未来図を描いて、淺香さんは発表を締めくくりました。

質疑応答

質疑応答では、フロアとオンラインの両方から活発な質問が寄せられました。そのうちのいくつかをピックアップしてご紹介します。

日本で犬の社会参加が難しい理由――文化と制度の歴史

「日本は犬の社会参加が困難なのですか」という質問に対して、朴さんは日本の犬との関わりの歴史から説明しました。

日本は畳の文化を持ち、犬はもともと番犬として屋外で飼われてきました。日本犬はもともと山犬で独立心が高く、家の中に入れる必要がありませんでした。そういう長い歴史の中で、犬は社会参加しないのが当たり前とされてきたのです。現代では犬が室内で家族

の一員として暮らすようになり、社会参加の意識も変わってきてはいます。しかし現実には、ペットの犬は電車やバスにはほとんど乗れません。車でお出かけしても、サービスエリアでは犬を車内に残して施設を利用しなければなりません。「暑くても寒くても、家族の一人が残って番をしなければいけない」という状況が今も続いています。

もちろん、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、2002 年の法律（身体障害者補助犬法）によって、自宅を出た瞬間からあらゆる場所（店舗、公共交通機関、ホテル、病院、学校）への同伴が認められています。補助犬は、すでに学校にも病院にも入っている存在なのです。しかし、補助犬の数は近年右肩下がりになっています。

その一つの理由は、補助犬が社会参加しようとしたとき、社会が犬と一緒に過ごせる様式になっていないからだと朴さんは指摘します。例えば、子連れで出かける際にベビーチェアやおむつ替えスペースが整備されて初めて外出が楽になるように、犬と出かける際の社会インフラが整うことで、補助犬ユーザーも外に出やすくなるのです。日本の社会が根本から変わるためには、システムレベルの変革が必要だと朴さんは述べました。

育成費は約 600 万円——コストの現実と工夫

「教育支援犬の育成費はいくらかかるのですか」というストレートな質問もありました。

これに対し、朴さんは「高級車 1 台分です」と答えます。日本補助犬協会の場合、オーストラリアの姉妹団体と共同でブリーディングを行い、社会参加に適した気質の犬を確保し、2〜3 歳までに「社会化」のトレーニングを行っています。これは、盲導犬・介助犬・聴導犬いずれも同じですが、初めての場所、初めての人に囲まれても、怖がりすぎたり驚きすぎたりしない気質の犬を育てるためには約 600 万円かかるそうです。

犬にとってのメリット——幸福感とマッチング

「犬の介在教育における犬のメリットは何ですか」という、人間中心主義を問い直す視点からの質問もありました。

これに対し、朴さんは即座に「犬の幸福感です」と答えます。たとえば、日本犬は電車やバスの振動が苦手で、毎日同じルートを同じ時間に歩きたい犬種です。そういう気質の犬に「今日は学校に行こう」と言っても、「置いていってください」と思っているかもしれない。だからこそ、その場に行くこと自体を喜べる犬を選んでマッチングすることが重要で、そこを間違えると「犬にとって迷惑」になってしまいます。もちろん、補助犬たちがさまざまなフィールドで活躍することで社会が変わるなら、それ自体が後世の犬たちにとってのメリットになる、と朴さんは述べました。

学校専用の訓練は不要——スーパーの方が難しい

「スクールドッグに参加する犬は、学校に入る特別な訓練をしているのですか」という質問も出ました。

朴さんは「結果的には特別な訓練はしていませんが、難しくもありません」と明快に答えてくれました。ファシリティドッグ（施設犬）は、スーパーや電車・バスなど様々な施設での行動訓練を日常的に受けています。スーパーは音楽がうるさいため、犬にとっては刺激が多くて難しい場所です。それに比べると学校の廊下は広く、犬にとってストレスの少ない環境です。東大附属ではグラウンドで自由に走らせてもらえることもあり、「とっても喜んで帰ってきています」と朴さんは笑って話しました。

訓練の中身——スキルの「クロスオーバー」

「どのような訓練を受けているのですか」という質問に、朴さんはさらに詳しく、「スーパー、電車・バス、エスカレーターへの対応など、あらゆる施設を利用できるように訓練しています」と述べ、「特別な教育支援犬としての訓練というより、盲導犬・介助犬・聴導犬の基本的な訓練をクロスオーバーして活用しています」と説明してくれました。

スクールドッグ特有の応用としては、子どもが絵本を読むとき、横に寄り添って一緒に時間を過ごす「リーディングドッグ」がいます。ここで、会場では、介助犬が鼻でエレベーターのボタンを押す「プッシュ」のスキルを応用して、「タッチ」というコマンドで本にそっと鼻をつけ、そのまま鼻をずらすとページがめくれるという動きの実演がありました。その際、この日会場にいたアイボリーが呼ばれましたが、熟睡中だったところを急に起こされたため少々機嫌が悪く、会場の笑いを誘いながらも披露してくれました。

海外との決定的な違い——犬の制限の有無

「一般的な学校で取り組む場合に必要な仕組みとは何ですか。また海外ではどのような形で犬と学校生活を共存させているのですか」という質問も出ました。

朴さんによると、補助犬が活躍している国では、犬はホテルに泊まれ、ショッピングモールにも入れます。学校についても、補助犬を連れた自閉症の子どもや、介助犬とともに登校する車いすの子どもがいます。他方、日本では補助犬を取得するための補助を受けられるのが原則 18 歳以上で、この点が決定的に違う、という説明がされました。

不登校支援の可能性

最後の質問は「不登校対策・予防としての教育支援犬の効果はありますか」というものでした。

朴さんは、「1 頭の犬ですべての課題を解決しようとするのは、そもそも無理です」と言い切ります。海外の事例では、特定の犬との継続的な関わりの中で生徒が役割を担う（散歩、トイレの世話、水やり、おやつをあげるなど）ことで、登校の意欲や生活のルーティンが生まれることが指摘されています。また、学校全体が犬の取り組みを支援する雰囲気を持つことも欠かせません。「目的に応じたやり方の手順を踏んだ先に効果がある。1 回、2 回のふれあいで不登校が改善されるというものではない」と、朴さんは現実的に、しかし可能性を否定せずに答えました。

（文責：飯野 由里子）

インクルーシブな未来創造社会連携講座（SHIFT）
2025 年度活動報告書

2026 年 9 月 1 日 発行

編　集　日隈脩一郎
発行者　東京大学インクルーシブな未来創造社会連携講座
〒113-0033 東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号 赤門総合研究棟 3 階 324 号室及び 326 号室
03-5841-1406
https://www.p.u-tokyo.ac.jp/cbfe/shift/





盲導犬アール



聴導犬ジェリー



介助犬ルーカス

インクルーシブな未来創造社会連携講座

（SHIFT：Shifting for Inclusive Future Together through Assistance Dogs Activities）